

教職課程認定申請の手引き

(教員の免許状授与の所要資格を得させる
ための大学の課程認定申請の手引き)

(令和9年度開設用)

<別冊>

文部科学省初等中等教育局
教育職員政策課

目次

VI. 参考資料	1
1. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抄）	1
(1) 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号抄）【令和6年6月19日現在】	1
(2) 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号抄）【令和6年4月1日施行】	4
2. 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）	19
3. 中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」について（令和4年12月20日依頼）	20
4. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年9月25日通知）	22
5. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年9月27日通知）	25
6. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例等に係る教職課程認定基準等の改正等について（抄）（令和5年9月28日事務連絡）	32
7. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（平成30年12月26日通知）	35
8. 在外教育施設における教育実習を可能とする制度改正について	40
9. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について（令和6年3月21日通知）	41
10. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（抄）（令和3年4月13日通知）	52
11. 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（抄）（令和3年5月7日通知）	54
12. 「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」のポイント	60
13. 「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」	62
14. 複数の学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る教職課程認定基準（教員養成部会）の改正等について（抄）（令和3年8月4日事務連絡）	75
15. 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（抄）（令和3年8月4日通知）	79
16. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について（抄）（令和4年7月28日通知）	87
17. 大学設置基準等の改正に伴う教職課程認定基準等の改正について（抄）（令和4年11月25日通知）	93
18. 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）	96
19. Q&A集（教育公務員特例法等の一部を改正する法律等関係）（最終改定：平成31年2月5日）	102
20. 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について（令和5年7月13日通知）	110
21. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布	

について（令和6年6月20日事務連絡）	118
22. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護等体験の実施における特例措置の終了について（周知） （令和6年10月23日事務連絡）	121
23. 心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について（令和6年6月3日通知）	124
24. 教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドラインについて（令和6年7月4日事務連絡）	135
25. 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和5年3月29日通知） （抄）	137
26. 障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリストについて （令和4年5月20日事務連絡）	143
27. 障害のある学生が教職課程を履修する際の支援について（令和7年6月10日事務連絡）	145
28. 教職課程を履修する学生を対象とした児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の 活用について（令和4年6月29日事務連絡）	150
29. 「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究」について（令和 5年5月18日事務連絡）	151
30. 教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届の提出について（令和5年10月27日事務連絡）	153
31. 教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定に伴う変更届の 提出について（令和4年10月3日事務連絡）	156
32. 教職課程における教師のICT活用指導力充実に向けた取組について（令和2年10月5日通知）	161
33. 令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）	167
34. こども基本法の施行について（令和5年4月1日通知）	168
35. 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告（令和4年3月31日） 概要	180
36. 外国人児童生徒等の教育を担う教員の養成・研修のモデルプログラムについて	181
37. 学校安全について	182
38. 教職課程においてコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を取り扱う際の関連情報の活用 について（依頼）（令和5年12月1日事務連絡）	185
39. 学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム	186
40. 「StuDX Style」について	187
41. 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要	188
42. 学校図書館の充実に向けた取組について	190
43. 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について（通知）（令和5年3月30日通知）	198
44. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（抄）（令和3年6月11 日通知）	216
45. 子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等について（令 和3年4月16日通知）	219
46. 「生命（いのち）の安全教育」に関する教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用 等について（周知）（令和4年11月11日事務連絡）	223
47. 「生命（いのち）の安全教育推進事業」の取組に関する実践事例集について（周知）（令和5年7	

月 5 日事務連絡)	226
48. 「生命 (いのち) の安全教育」について	228
49. 性に関する指導について	229
50. 外国語教育に関する計画等及び活用可能な資料・教材等	230
51. 成年年齢引き下げを踏まえた、学校教育における消費者教育の推進について	232
52. 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について (平成 27 年 10 月 29 日通知)	234
53. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について (平成 31 年 3 月 18 日通知)	240
54. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について (通知) 【概要】	242
55. 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について (平成 25 年 10 月 4 日通知)	245
56. 学校における医療的ケアの今後の対応について (平成 31 年 3 月 20 日通知)	252
57. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について (令和 3 年 9 月 17 日通知)	254
58. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について (平成 29 年 4 月 28 日通知)	259
59. 特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成 31 年 4 月 1 日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について (平成 31 年 2 月 4 日通知)	266
60. 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)	274
61. ユニバーサルデザイン 2020 行動計画・心のバリアフリーノート等について	280
62. ハンセン病に関する教育の更なる推進について (令和 6 年 10 月 1 日通知)	291
63. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行について (令和元年 6 月 6 日通知)	296
64. 学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について (周知) (令和 5 年 5 月 25 日事務連絡)	300
65. 「薬害」を学ぶための教育の充実について	302
66. B 型肝炎副読本「B 型肝炎いのちの教育」の活用について	305
67. 臓器移植に関するパンフレット「いのちの贈りもの」について	314
68. 放射線副読本について	318
69. 農業の教員免許取得に係る「農業科教育法」の開設について	319
70. 学校図書館司書教諭の養成について	320
71. 社会人教育人材の養成について (社会教育主事・社会教育士関係)	325
72. 初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン (Ver. 2.0) 【概要】	328
73. 教職を目指す皆さんへ ～令和 7 年 6 月 1 日給特法等改正法が成立しました～	330
74. 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 及び策定以降の補足資料	332
75. 北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する映像作品等の活用促進について (令和 7 年 4 月 1 日通知)	333

76. 「生命（いのち）の安全教育」教員向けコンテンツについて（周知）	337
77. 手話に関する施策の推進に関する法律について	340
78. 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行を見据えた令和 8 年度以降に入学する学生への対応等に関する留意事項について（依頼）	341
79. 教職課程において「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」に関する内容を取り扱う各大学の例	354
80. 「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について 議論のまとめ」（令和 6 年 3 月 19 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について（通知）	355
81. 参考情報	367
82. 学習指導要領に定める各教科等に係る教材や資料集等について	371

VI. 参考資料

1. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抄）

（教職課程認定関係条文抜粋）

（1）教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号抄）【令和6年6月19日現在】

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。（以下省略）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
免許状の種類			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	七五	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五一	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三一	
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三七	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三五	
高等学 校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
特別支 援学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		一六

備考

- 一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第三項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業

した場合は、文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二（第五条関係）

第一欄		第二欄	第三欄
所要資格		基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数
免許状の種類			
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八〇
	一種免許状	イ 学士の学位を有すること。	五六
		ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	一二
		ハ 保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	二二
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	四二
ロ 保健師助産師看護師法第七条の規定により保健師の免許を受けている			

		こと。	
		ハ 保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。	

備考			
一 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。			
二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。			
三 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。			
四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。			

別表第二の二（第五条関係）

第一欄 所要資格		第二欄 基礎資格	第三欄
免許状の種類			大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数
栄養 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	四六
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	二二
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	一四

備考			
一 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。			
二 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。			

(2) 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号抄）【令和6年4月1日施行】

第一章 単位の修得方法等

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄 領域に関する科目	領域に関する専門的事項	一六	一六	一二
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
第四欄 相談等に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	四	四	四	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				
第五欄 実践に関する科目	幼児理解の理論及び方法	五	五	五	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
第六欄 自ら設定する科目	教育実習	二	二	二	
	教職実践演習	三八	一四	一一	

備考

- 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和三十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。
- 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を

含むものとする。

- 三 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は一単位以上を修得するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。
- 四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。
 - イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
 - ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。
 - ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- 六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第五号及び第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。
- 七 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。
- 八 教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 九 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。次号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 九の二 前号に規定する実務証明責任者は、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び附則第二十二項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第一項、第四

条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。)

十一 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては六単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。)

十二 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。附則第十項の表備考第二号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち、二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。)

十三 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもつてあてることができる。

十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第二十一条の二第一項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）が加える科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。)

十五 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第二欄から第四欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる（次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。)

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単	第二欄	指導教科に及ぶ科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	三〇	三〇	一六
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	一〇	一〇	六

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
		総合的な学習の時間の指導法			
		特別活動の指導法			
		教育の方法及び技術			
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
第五欄	教育実習に関する科目	教育実習	五	五	五
		教職実践演習	二	二	二
第六欄	大学が独自に設定する科目		二六	二	二

備考

- 一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。
- 二 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。
- 四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は一単位以上修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 四の二 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、一単位以上修得するものとする（次条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。
- 六 各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項	二八	二八	一二	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）				
	第三欄	教科及び指導法の関係する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	（六〇）	（六〇）	（三六）
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳及び生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法に関する科目	道徳の理論及び指導法	（六〇）	（六〇）	（四六）
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
生徒指導の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	（三五）	（三五）	（三五）	
		教職実践演習				
第六欄	独自に設定する科目		八二	四	四	

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、
- ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」
- ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
- ニ 理科 物理学、化学、生物学、地学、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
- ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）、
- ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、
- ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
- チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
- リ 技術 材料加工（実習を含む。）、機械・電気（実習を含む。）、生物育成、情報とコンピュータ
- ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学
- ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水

産実習、商船実習」

フ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

- カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 四 第一号中「 」内に示された事項は当該事項の一以上におたつて行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。
- 五 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。
- 七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第三号において同じ。）の教育を中心とするものとする。
- 八 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 八の二 前号に規定する実務証明責任者は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 九 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとと

もに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項	二四	二四	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	（四〇）	（四〇）
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	（五八）	（五八）
			特別活動の指導法		
教育の方法及び技術					
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
生徒指導の理論及び方法					
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	（二三）	（二三）	
		教職実践演習			
第六欄	大学が独自に設定する科目		三六	一二	

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学
- ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌
- ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
- ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
- ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
- ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
- ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
- チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
- リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」
- ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学

(運動方法学を含む。)、生理学(運動生理学を含む。)、衛生学・公衆衛生学、学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)

ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)

ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)、看護実習

ワ 家庭 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)、被服学(被服実習を含む。)、食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)、住居学、保育学

カ 情報 情報社会(職業に関する内容を含む。)、情報倫理、コンピュータ・情報処理、情報システム、情報通信ネットワーク、マルチメディア表現・マルチメディア技術

ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導

タ 工業 工業の関係科目、職業指導

レ 商業 商業の関係科目、職業指導

ソ 水産 水産の関係科目、職業指導

ツ 福祉 社会福祉学(職業指導を含む。)、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解

ネ 商船 商船の関係科目、職業指導

ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

二 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。

四 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

五 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数(専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

六 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数)の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

七 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては八単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては四単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目	免許状の種類
	特別支援学校教諭

		専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低 修得 単位 数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	二	二	二
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	一六	一六	八
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目			
	第三欄	特別支援教育領域以外の領域に関する科目	免状に定められることとなる	五	五
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目					
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育実践	三	三	三	

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第五号及び次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位）以上を含む。）
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位）以上を含む。）
- 三 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。
- 四 知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。
- 五 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 六 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。
- 七 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第五項第三号においても同様とする。）

- 2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。
- 3 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第一欄から第三欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差

- し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。
- 4 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表備考第二号イ又はロに定める単位を修得するものとする。
- 5 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第一項の表の第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。
- 6 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。
- 一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表第二欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
- イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を含む。）
- ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ一単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位（二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理及び教育課程等に関する科目一単位）以上
- 二 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。
- 三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として一年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。
- 7 第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第六項」と読み替えるものとする。
- 8 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第五項までに定める修得方法の例によるものとする。

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		養護及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得	第二欄	養護に関する科目		二八	二八	二四
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	八	八	五
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程						
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				

		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	六	六	三
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
第五欄		養護実習	五	五	四
		教職実践演習	二	二	二
第六欄	大学が独自に設定する科目		三二	七	四

備考

- 一 養護に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。
 - イ 専修免許状又は一種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）四単位以上、学校保健二単位以上、養護概説二単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上
 - ロ 二種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）二単位以上、学校保健一単位以上、養護概説一単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上
- 二 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 三 養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目（以下「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（養護実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 三の二 前号に規定する実務証明責任者は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員にあってはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。
- 四 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあっては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 五 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあっては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 六 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。
 - イ 専修免許状 養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
 - ロ 一種免許状又は二種免許状 養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目
- 七 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修

得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を、教育の基礎的理解に関する科目（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に係る部分に限る。次号において「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」という。）、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に係る部分に限る。次号において「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」という。）並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

八 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のへの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

第十条 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	栄養に係る教育及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	目的に係る栄養に関する科目	四	四	二	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	八	八	五
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	六	六	三
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
	第五欄	実践教育に関する科目	栄養教育実習	二	二	二
教職実践演習			二	二	二	
第六欄	独自に設定する科目	二				

備考

- 一 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする。
- 二 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第二章 認定課程

第十九条 免許法別表第一備考第五号イ又は第六号の規定に基づき文部科学大臣が免許状授与の所要資格を

得させるための適当と認める大学の課程（以下「認定課程」という。）に関しては、この章の定めるところによる。

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備について、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域の種類を含む。以下この章において同じ。）ごとに、認定するものとする。ただし、第四条第三項及び第五条第三項に規定する課程（次項において「教職特別課程」という。）にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

2 前項ただし書の規定による認定は、教職特別課程にあつては中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあつては特別支援学校教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学に限り行うものとする。

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第五十五条第一項、短期大学設置基準第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準第五十二条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第五項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならない。

- 一 大学及び大学の学部の名称
- 二 大学の学科、課程若しくはこれらに相当する組織、大学の専攻科又は大学院の研究科の名称
- 三 免許状の種類
- 四 学生定員
- 五 教育課程
- 六 教員の氏名、職名、履歴、担任科目及び教員種別
- 七 教育実習施設に関する事項
- 八 学則
- 九 その他大学において必要と認める事項

2 大学の設置者は、前項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

第二十一条の二 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 一 指定大学の名称
- 二 当該指定大学を指定した日
- 三 当該指定大学を指定した理由

3 文部科学大臣は、指定大学について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定大学について指定を取り消すものとする。

4 第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第二十二条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

2 免許法別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、前項の規定にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を開設しなければならない。

3 認定課程を有する大学は、大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項、専門職短期大

学設置基準第八条第一項又は専門職大学院設置基準第六条の三第一項の規定により他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第四項の規定によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割を超えないものとする。

- 4 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条第一項、専門職短期大学設置基準第二十一条第一項又は専門職大学院設置基準第十三条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十七条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。
- 5 認定課程であり、かつ、共同教育課程である教育課程を編成する大学（以下この項において「構成大学」という。）は、当該構成大学のうちの一の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうち他の大学が第一項の規定により開設する授業科目とそれぞれみなすものとする。
- 6 認定課程を有する大学であつて、大学設置基準第五十七条第一項、専門職大学設置基準第七十六条第一項、大学通信教育設置基準第十二条第一項、短期大学設置基準第五十条第一項、専門職短期大学設置基準第七十三条第一項又は短期大学通信教育設置基準第十二条第一項の規定による認定を受けたものが、これらの規定に定める先導的な取組により当該大学の認定課程を適正に実施できるものと認められる旨の文部科学大臣の認定を受けたときは、第一項中「授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を」とあるのは「教育課程を体系的に」と、第三項中「授業科目を第一項」とあるのは「授業科目を第一項の規定により編成する教育課程を構成する授業科目」と、「第四項の規定によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割」とあるのは「第六項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合」と、第四項中「科目を第一項」とあるのは「科目を第一項の規定により編成する教育課程を構成する授業科目」と、「第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割」とあるのは「第六項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合」とする。

第二十二条の二 文部科学大臣は、認定課程につき必要があると認めるときは、認定課程を有する大学に対して当該認定課程の実施について報告を求めることができる。

- 2 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、第二十一条第二項、前条及び次条並びに第二十三条の規定による文部科学大臣の定めに違反しているときその他認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備が認定課程として適当でないと認めるときは、免許法第十六条の三第三項の政令で定める審議会の意見を聴いて、当該大学に対し、その是正を勧告することができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の勧告によつてもなお是正が行われない場合には、第二十条第一項に規定する認定を取り消すことができる。

第二十二条の三 免許法別表第一備考第八号、別表第二備考第四号、別表第三備考第五号及び別表第四備考第三号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第二十二条の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

第二十二条の五 認定課程を有する大学は、教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下この条において「教育実習等」という。）を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。

第二十二条の六 認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。

- 二 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事。
 - 三 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事。
 - 四 卒業生（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）の教員免許状の取得の状況に関する事。
 - 五 卒業生の教員への就職の状況に関する事。
 - 六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事。
- 2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第二十二條の七 二以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第二十二條の八 認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第二十三條 認定課程に関し、必要な事項は、この章に規定するもののほか、別に文部科学大臣が定める。

第三章 相当課程

第二十四條 免許法別表第一備考第二号の規定に基づき文部科学大臣が大学の専攻科に相当する課程として指定する課程及び同表備考第五号ロの規定に基づき文部科学大臣が大学の課程に相当する課程として指定する課程に関しては、この章の定めるところによる。

第二十五條 免許法別表第一備考第二号に規定する大学の専攻科に相当する課程は、大学院の課程とする。

第二十六條 免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）、高等専門学校の課程（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）、高等専門学校の専攻科の課程並びに専修学校の専門課程（同法第三百二十二条に規定するものに限る。）とする。

（略）

第六十六條の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目二単位又は情報機器の操作二単位とする。

（略）

2. 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）

<p>「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）</p> <p style="text-align: center;">【概要】</p>	
<p>中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～</p>	
<p>2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。</p>	
<p>「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている ● 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている ● 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる 	
<p>ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれないこと、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を上向</p>	
<p>「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）</p>	
<p>①教師に求められる資質能力の再定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力 	<p>②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方 ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方
<p>③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①を踏まえた教職課程の見直し ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方 ・免許状の区分の在り方 ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し 	<p>④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方 ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方
<p>⑤教師を支える環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師を支える環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

3. 中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」について（令和4年12月20日依頼）

中央教育審議会において「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」が取りまとめられたことを受け、その内容の理解及び周知についてお願いするものです。

事務連絡
令和4年12月20日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人
各文部科学大臣所轄学校法人
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
教職課程を置く各国公私立大学担当課
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」について（依頼）

令和3年1月26日の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、「令和の日本型学校教育」の在り方について「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と定義されるとともに、「令和の日本型学校教育」を実現するためには、学校教育の担い手である教職員の養成・採用・研修等の在り方について、更に検討が必要であると整理されました。

これを踏まえ、令和3年3月12日に開催された中央教育審議会総会において、文部科学大臣から、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」の諮問を行いました。

諮問を受け、これまで中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会や、その下に設けられた教員免許更新制小委員会及び基本問題小委員会を中心に審議が進められ、令和4年12月19日に開催された中央教育審議会総会において、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」が取りまとめられ、文部科学大臣に手交されましたので下記のとおりお知らせします。

本答申では、まず第Ⅰ部（総論）において、今回の議論の前提として、子供たち及び社会の変化、教師の養成・採用・研修に関する制度及び実態を紹介した上で、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修の在り方に関する改革の理念として、（1）「新たな教師の学びの姿」の実現、（2）多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、（3）教職志望者の多様化や教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と安定的な確保の3つが示されています。

次に第Ⅱ部（各論）において、令和3年3月に諮問した5つの項目（①「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力、②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、③教員免許の在り方、

④教員養成大学・学部、教職大学院の在り方、⑤教師を支える環境整備)に対応した、今後の具体的な対応方策が示されています。

「おわりに」では、今回の答申は、「教師の養成・採用・研修の一体的な改革を通じ、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も士気を高め、誇りを持って働くことができるという将来を実現するための提言」と示されているところであり、文部科学省においては、本答申を踏まえ、学校教育の要である教師に関する様々な改革に、スピード感を持って取り組んでまいります。

については、本答申の内容を十分御理解いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会（指定都市を除く。）に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人及び学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して周知を図っていただくようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会並びに都道府県等におかれては所管の学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては管下の学校に対して周知を図っていただくようお願いいたします。

さらに、関連する部局等に対する情報共有についても併せてお願いいたします。

記

文部科学省ウェブサイト「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm

※ 本答申を踏まえた具体的な取組・スケジュールの案について、上記ページに工程表（案）を掲載しておりますので併せて御覧ください。

※ 追って、答申について理解を深める動画等を公開予定です。

《本件お問合せ先》

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
電話 03-6734-3970

4. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年9月25日通知）

5 文科教第1002号
令和5年9月25日

各都道府県教育委員会教育長
各国公立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
放送大学学園理事長
各指定教員養成機関の長

文部科学省総合教育政策局長
望月 禎

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年文部科学省令第30号）が公布、施行されました。

同令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただき、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

令和4年9月30日に公布され、同年10月1日に施行された「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号）により、大学の教育課程等に係る特例制度（以下「教育課程特例」という。）が新設されました。教育課程特例は、大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）上の特定の規定の全部又は一部によらないことができる特例制度です。

教育課程特例を踏まえ、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「免許法施行規則」という。）においても、教育課程特例による先導的な取組の実施に必要な範囲内で、免許法施行規則の教職課程に関する規定の一部を適用除外とすることができる特例（以下「教職課程に関する特例」という。）を設ける等の所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

（1）教職課程の授業科目に係る自ら開設の原則の特例（免許法施行規則第22条第1項関係）

文部科学大臣の認定に基づき、教育課程特例の適用を受けた大学は、免許法施行規則第22条第1項に定める事項のうち、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を「自ら開設しなければならない」とする部分について、適用除外とする特例を設けること。

（2）他大学との連携開設科目を自大学開設とみなす場合の単位数の上限に関する特例

（免許法施行規則第22条第3項関係）

他の大学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を免許法施行規則第22条第1項及び第2項により開設する授業科目とみなすことができる単位数の上限については、同条

第3項において、同条第4項の規定により他の大学が開設する授業科目で同条第1項及び第2項により開設したものとみなす授業科目の単位数と合わせて、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の8割が上限とされている。

文部科学大臣の認定に基づき、教育課程特例の適用を受けた大学は、改正後の免許法施行規則第22条第6項による読み替え後の同条第3項により「第1項の規定により編成する教育課程を構成する授業科目及び第2項の規定により開設する授業科目」とみなすことができる連携開設科目の単位数の上限について、同条第6項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合を上限とすること。

(3) 他大学の開設科目を自大学開設とみなす場合の単位数の上限に関する特例

(免許法施行規則第22条第4項関係)

他の大学が開設する授業科目（「各教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」又は「特別支援教育に関する科目」に限る。以下「他大学開設科目」という。）を免許法施行規則第22条第1項及び第2項により開設する授業科目とみなすことができる単位数の上限については、同条第4項において、同令第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割が上限とされている。

文部科学大臣の認定に基づき、教育課程特例の適用を受けた大学は、改正後の免許法施行規則第22条第6項による読み替え後の同条第4項により「第1項の規定により編成する教育課程を編成する教育課程を構成する授業科目及び第2項の規定により開設する授業科目」とみなすことができる他大学開設科目の単位数の上限について、同条第6項に規定する先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認めた割合を上限とすること。

(4) その他

(免許法施行規則第10条の3関係)

免許法施行規則第10条の3第1項における「認定課程」の定義の明確化のため、所要の改正を行ったこと。

3 施行期日

公布の日（令和5年9月25日）から施行すること。

4 留意事項等

(1) 各大学においては、教育課程特例の申請を行う際、申請内容に教職課程に関する内容が含まれている場合は、速やかに文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許・研修企画室教職課程認定係（連絡先は末尾に記載）まで一報すること。

(2) 本改正による教職課程に関する特例の活用に当たっては、教育課程特例に関する文部科学大臣の認定とは別途、教職課程の質保証の観点から、文部科学大臣（中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）の認定が必要となること。具体的な審査の方法等については今後周知する予定であること。

添付資料：

別添1 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年文部科学省令第30号）

別添2 読替表

関連資料：

- 令和4年度大学設置基準等の改正について
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm
- 大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）
https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_01.pdf
- 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第34号）
https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_02.pdf
- 大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示（令和

4年文部科学省告示第130号)

https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_03.pdf

・ 教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程（令和4年文部科学省告示第131号）

https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_04.pdf

本件担当：

- 教育職員免許法施行規則に関すること
文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許・研修企画室 法規係
電話：03-5253-4111(内線：3969)
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp
- 教職課程全般に関すること
文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許・研修企画室 教職課程認定係
電話：03-5253-4111(内線：2451)
E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp
- 教育課程特例に関すること
文部科学省 高等教育局 大学教育・入試課
法規係
電話：03-5253-4111(内線：3338)
E-MAIL：daigakuc@mext.go.jp

5. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年9月27日通知）

5文科教第1015号
令和5年9月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
独立行政法人教職員支援機構理事長
独立行政法人特別支援教育総合研究所
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長

殿

文部科学省総合教育政策局長
望 月 禎

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号。以下「改正省令」という。）」が公布され、令和6年4月1日より施行されます。

改正省令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨及び内容を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

教員免許状の取得に当たって修得が必要となる「教科に関する専門的事項」に関する単位のうち、中学校又は高等学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」の単位修得については、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第4条又は第5条の表備考第1号において、免許教科ごとに、少なくとも1単位以上修得すべき科目（以下「教科専門の科目区分」という。）が定められています。これらの中学校又は高等学校教諭免許状に係る教科専門の科目区分のうち、科目区分数が比較的多い教科について、大学の教職課程で単位を修得して中学校二種免許状を取得する場合や、現職教員が教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3備考第6号に掲げる認定講習、公開講座、通信教育の課程（以下「免許法認定講習等」という。）で単位を修得して免許状を取得する場合において、「教科に関する専門的事項」の最低修得単位数を超える単位の修得を要するが生じています。

こうした状況を踏まえ、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）において、「『教科に関する専門的事項に関する科目』について、専門的事項の数が多い教科を中心に必要な見直しを行うべきである。」とされたことを受け、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の下に「教科に関する専門的事項に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）が設置され、本年8月に教科の専門的事項について見直しの提言が取りまとめられました（別添2）。

また、教科専門の科目区分は、学習指導要領で取り扱うべき内容等も踏まえ、大学がその科目区分

における授業科目を学生に修得させる際の効果的な手法として、例えば「(実習を含む。)」や「(コンピュータ活用を含む。)」等といった記述が追加されてきた経緯があります。これらについて、検討委員会では、授業で実習やコンピュータの活用を扱っていることが一般的となっている状況であることや、実習を含めることが教職課程を開設する際の障壁になっているという指摘もあったところです。

これらの提言等を踏まえ、教科専門の科目区分が多い教科(中学校「理科、技術、家庭」及び高等学校「理科、家庭、情報」)について、科目区分の統合又は削除等を行うとともに、科目区分の名称の整理を行うため、施行規則について所要の改正を行うものです。

2 改正等の要点

2-1 改正内容

(1) 中学校教諭普通免許状に係る教科専門の科目区分の統合等

(施行規則第4条表備考第1号)

① 「理科」について

中学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「理科」に関する教科専門の科目区分について、「物理学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。）」及び「地学実験(コンピュータ活用を含む。）」を「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」とすること。

② 「技術」について

中学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「技術」に関する教科専門の科目区分について、次のア)～エ)のとおりとすること。

ア)「木材加工(製図及び実習を含む。）」及び「金属加工(製図及び実習を含む。）」を「材料加工(実習を含む。）」とする。

イ)「機械(実習を含む。）」及び「電気(実習を含む。）」を「機械・電気(実習を含む。）」とする。

ウ)「栽培(実習を含む。）」を「生物育成」とする。

エ)「情報とコンピュータ(実習を含む。）」を「情報とコンピュータ」とする。

③ 「家庭」について

中学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「家庭」に関する教科専門の科目区分について、次のア)及びイ)のとおりとすること。

ア)「被服学(被服製作実習を含む。）」を「被服学(被服実習を含む。）」とする。

イ)「保育学(実習を含む。）」を「保育学」とする。

(2) 高等学校教諭普通免許状に係る教科専門の科目区分の統合等

(施行規則第5条表備考第1号)

① 「理科」について

高等学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「理科」に関する教科専門の科目区分について、「『物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)]』」を「『物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験』」とすること。

② 「家庭」について

高等学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「家庭」に関する教科専門の科目区分について、次のア)～エ)のとおりとすること。

ア)「被服学(被服製作実習を含む。）」を「被服学(被服実習を含む。）」とする。

- イ) 「住居学（製図を含む。）」を「住居学」とする。
- ウ) 「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」を「保育学」とする。
- エ) 「家庭電気・家庭機械・情報処理」を削除する。

③ 「情報」について

高等学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「情報」に関する教科専門の科目区分について、次のア)～オ)のとおりとすること。

- ア) 「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」を「情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理」とする。
- イ) 「コンピュータ・情報処理（実習を含む。）」を「コンピュータ・情報処理」とする。
- ウ) 「情報システム（実習を含む。）」を「情報システム」とする。
- エ) 「情報通信ネットワーク（実習を含む。）」を「情報通信ネットワーク」とする。
- オ) 「マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）」を「マルチメディア表現・マルチメディア技術」とする。

(3) 免許法別表第8の規定により中学校又は高等学校教諭普通免許状を取得する際の「大学が独自に設定する科目」について

（施行規則第18条の2表備考第3号）

別表第8の規定により幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状を有する者が、最低在職年数を満たす場合にそれぞれ隣接する学校種の免許状を取得しようとする場合に関する施行規則第18条の2に規定する「大学が独自に設定する科目」（以下「大学独自科目」という。）について、次の①及び②のとおりとする。

① 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合の大学独自科目の修得方法

- ア) 高等学校教諭普通免許状を基礎として中学校教諭普通免許状「理科」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち3以上の科目についてそれぞれ1単位以上」を「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について1単位以上」とすること。
- イ) 高等学校教諭普通免許状を基礎として中学校教諭普通免許状「技術」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ1単位以上」を「材料加工（実習を含む。）及び生物育成についてそれぞれ1単位以上」とすること。

② 中学校教諭普通免許状を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の大学独自科目の修得方法

- ア) 中学校教諭普通免許状を基礎として高等学校教諭普通免許状「情報」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理（実習を含む。）を除く。）」についてそれぞれ1単位以上」を「情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）についてそれぞれ1単位以上」とすること。
- イ) 本改正により、中学校「家庭」に係る教科専門の科目区分と、高等学校「家庭」に係る教科専門の科目区分が完全に一致することとなることから、中学校教諭普通免許状を基礎として高等学校教諭普通免許状「家庭」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ1単位以上」を削除すること。

2-2 経過措置規定

(1) 免許法別表第1の規定により免許状の授与を受ける場合の経過措置

① 中学校教諭普通免許状に係る教科専門の科目区分の統合等に関する経過措置

ア) 「理科」について

(改正省令附則第2条第2項)

令和6年3月31日において認定課程を有する大学(以下、「課程認定大学」という。)に在学している者が、これを卒業するまでに、改正前の施行規則における中学校「理科」に係る教科専門の科目区分のうち「物理学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。）」及び「地学実験(コンピュータ活用を含む。）」に関する内容を全て修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を全て修得している場合については、改正後の施行規則における「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

イ) 「技術」について

(改正省令附則第2条第1項、第3項)

- i) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「技術」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

改正前科目区分	改正後科目区分
栽培(実習を含む。)	生物育成
情報とコンピュータ(実習を含む。)	情報とコンピュータ

- ii) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「技術」に係る教科専門の科目区分のうち「木材加工(製図及び実習を含む。）」若しくは「金属加工(製図及び実習を含む。）」のいずれかに関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、改正後の施行規則における「材料加工(実習を含む。）」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

- iii) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「技術」に係る教科専門の科目区分のうち「機械(実習を含む。）」及び「電気(実習を含む。）」に関する内容をいずれも修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容をいずれも修得している場合については、改正後の施行規則における「機械・電気(実習を含む。）」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

ウ) 「家庭」について

(改正省令附則第2条第1項)

令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「家庭」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

改正前科目区分	改正後科目区分
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服実習を含む。）
保育学（実習を含む。）	保育学

- ② 高等学校教諭普通免許状に係る教科専門の科目区分の統合等に関する経過措置
ア) 「理科」について

（改正省令附則第2条第1項）

令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における高等学校「理科」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

改正前科目区分	改正後科目区分
「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」

- イ) 「家庭」について

（改正省令附則第2条第1項）

令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における高等学校「家庭」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

改正前科目区分	改正後科目区分
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服実習を含む。）
住居学（製図を含む。）	住居学
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学

- ウ) 「情報」について

（改正省令附則第2条第1項、第4項）

- i) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における高等学校「情報」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

改正前科目区分	改正後科目区分
コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	コンピュータ・情報処理
情報システム（実習を含む。）	情報システム
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報通信ネットワーク
マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	マルチメディア表現・マルチメディア技術

- ii) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における高等学校「情報」に係る教科専門の科目区分のうち、「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」に関する内容をいずれも修得する場合又は令和6

年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容をいずれも修得している場合については、改正後の施行規則における「情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

③ ①又は②による単位の読み替えができない場合の経過措置

(改正省令附則第2条第5項、第6項)

令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者で、これを卒業するまでに改正前の施行規則における教科専門の科目のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合(①又は②の経過措置を適用する場合を除く。)について、改正前科目区分に関する単位は、それぞれ同表の「改正後の施行規則において『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位としてみなすことができる教科」の単位とみなすことができることとする。

学校種	教科	改正前科目区分	改正後の施行規則において「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなすことができる教科
中学校	理科	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	中学校「理科」
		化学実験（コンピュータ活用を含む。）	
		生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	
		地学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	技術	機械（実習を含む。）	中学校「技術」
		電気（実習を含む。）	
高等学校	家庭	家庭電気・家庭機械・情報処理	高等学校「家庭」
	情報	情報社会・情報倫理	高等学校「情報」
		情報と職業	

(2) 免許法別表第3から第5まで、別表第8又は附則第5項の規定により免許状の授与を受ける場合の経過措置

(改正省令附則第3条)

次に掲げる者が、免許法別表第3から第5まで、別表第8又は附則第5項の規定により免許状の授与を受ける場合についても、(1)と同様の経過措置を設けること。

- ・令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者で、これを卒業するまでに改正前科目区分に関する単位を修得する者
- ・令和6年3月31日において免許法認定講習等の課程を履修している者で、当該講習等により改正前科目区分に関する単位を修得する者
- ・令和6年3月31日までに既に改正前科目区分に関する単位を修得している者

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。

4 留意事項等

- (1) 改正省令附則第2条及び第3条に規定する「在学」には、科目等履修生として在籍する場合も含まれること。

- (2) 改正省令附則第2条及び第3条に規定する経過措置を適用する場合において、課程認定大学に在学している者は、卒業を待たずに改正前の施行規則における科目区分を改正後の科目区分における内容として修得したものとみなすこととして差し支えないこと。
- (3) 中学校「理科」について、小学校高学年の教科担任制における専科指導の優先実施教科であること等を踏まえ、複数校種・複数教科の免許状保有を推進する観点から、都道府県教育委員会や大学等においては、当該教科について免許法認定講習等の開設を積極的に検討いただきたいこと。
- (4) 中学校「技術」及び「家庭」並びに高等学校「家庭」及び「情報」について、免許外教科担任の許可件数が多いことから、都道府県教育委員会や大学等においては、当該教科について免許法認定講習等の開設を積極的に検討いただきたいこと。
また、中学校「技術」に係る科目区分のうち「情報とコンピュータ」については、毎年、免許法認定通信教育として大学等による科目が開設されているところ、これらの科目が施行規則第4条表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容を含むものでなければならない」とする要件を満たすかどうかについては、一律に判断するのではなく、各科目の授業内容を踏まえ、授与権者である都道府県教育委員会において適切に判断いただきたいこと。
- (5) 中学校「技術」について、検討委員会及び技術・情報ワーキンググループでの議論並びに検討委員会のまとめを踏まえ、特に高等学校情報及び工業の教職課程を置く大学においては、技術の教職課程の開設について、積極的に検討をいただきたいこと。
- (6) 「(実習を含む。)」の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、課程認定大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断すること。
- (7) 課程認定大学において、中学校「理科」、「技術」及び「家庭」並びに高等学校「家庭」及び「情報」に係る令和6年度以降入学者に適用する教職課程については今年度中に変更届を提出する必要がある。提出する様式や提出方法等については今後課程認定大学等に連絡予定であること。また、本改正に関する事項を含め課程認定大学向けの説明会を令和5年10月3日(火)に開催予定であること(令和5年8月29日付けメールにおいて周知済み)。

添付資料：

別添1「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」(令和5年文部科学省令第31号)

別添2「教科に関する専門的事項に関する検討委員会まとめ」(令和5年8月10日)

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課

○教育職員免許法施行規則等に関すること

教員免許・研修企画室法規係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○教職課程全般に関すること

教員免許・研修企画室教職課程認定係

電話：03-5253-4111(内線：2451)

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

6. 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例等に係る教職課程認定基準等の改正等について（抄）（令和5年9月28日事務連絡）

事務連絡
令和5年9月28日

教職課程を置く各国公立私立大学
教職課程担当部局 御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例等 に係る教職課程認定基準等の改正等について

中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（令和4年12月19日）（以下「中教審答申」という。）等を踏まえ、別添のとおり、「教職課程認定基準」（平成13年7月19日教員養成部会決定）（以下「基準」という。）、「教職課程認定審査の確認事項」（平成13年7月19日課程認定委員会決定）（以下「確認事項」という。）、「教職課程認定大学実地視察規程」（平成13年7月19日教員養成部会決定）（以下「実地視察規程」という。）、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成23年1月20日課程認定委員会決定）、「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」（平成20年10月24日課程認定委員会決定）及び「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」（平成23年3月9日課程認定委員会決定）の改正並びに「特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点」（令和5年9月28日課程認定委員会決定）（以下「審査の観点」という。）の決定が行われましたのでお知らせします。

記

1. 改正の要点

（1）特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に係る改正

中教審答申を踏まえ、学生の強みや専門性を身に付ける活動と教職課程の履修の両立を目的とした教員養成が可能となるよう、4年制大学において、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる特例を設ける。

（基準2（4）、10、14（2）、審査の観点）

（2）専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に係る改正

中教審答申を踏まえ、小学校における専科指導優先実施教科（算数、理科、体育又は外国語）に相当する中学校教員養成課程（数学、理科、保健体育又は英語）を開設する学科等が、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校二種免許状の教職課程の認定を受けることができる特例を設ける。

（基準2（4）、11、14（2））

（3）大学設置基準等による教育課程特例に係る改正

大学設置基準第五十七条第一項、専門職大学設置基準第七十六条第一項、大学通信教育設置基準第十二条第一項、短期大学設置基準第五十条第一項、専門職短期大学設置基準第七十三条第一項又は短期大学通信教育設置基準第十二条第一項の規定による特例（以下「教育課程特例」という。）の認定を受けた大学が、教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二條第六項に基づき、当該特例に係る先導的な取組により当該大学の教職課程を適正に実施できるものと認められる場合、基準においても授業科目の自ら開設の原則に特例を設けるもの。

(基準3(1)、(3)、(4)、確認事項1(2)、実地視察規程5)

(4) 教職実践演習の履修時期に係る改正

中教審答申を踏まえ、教職実践演習の履修時期について、4年次(短期大学の場合は2年次)後期としていたものを、他の教科及び教職に関する科目の実施状況を踏まえ、大学の判断により適切な時期に実施するものとする。

(教職実践演習の実施に当たっての留意事項2)

2. 適用期日

令和7年度からの教職課程認定を受けようとする申請校から適用する。

3. 留意事項等

(1) 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例について

① 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例(以下「強み専門性特例」という。)を活用し認定を受けることで、今後四年制大学においても二種免許状の教職課程の開設が可能となるが、強み専門性特例の趣旨は、資格取得や留学等の強みや専門性に係る活動等と一種免許状の取得の両立が困難である状況等を鑑みて、免許状取得との両立を目的とするための特例であるため、同一免許状の一種免許状の教職課程との併設を想定するものではないこと。

② 強み専門性特例の認定を受けようとする大学においては、別添の審査の観点を十分確認の上、申請を行うこと。なお、申請に当たっての様式等については、今後の説明会や手引き等において示す予定であること。

(2) 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例について

① 小学校教員養成の認定を受ける学科等は教員養成を主たる目的とした学科等でなければならないが(基準2(6))、本特例の活用により、中学校の数学、理科、保健体育又は英語の認定課程を有する学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ小学校二種免許状の認定を受けることが可能となること。

② 認定を受けようとする教職課程の授業科目の開設に当たっては、基準における義務教育学校種間での共通開設の特例(基準4-8(2)v、viii)等)を活用することが考えられること。なお、その際にはいずれの学校種にも対応できる授業科目として適切な内容を検討すること。

(3) 大学設置基準等による教育課程特例について

① 教育課程特例に関する施行規則の改正内容については、令和5年9月25日付け5文科教第1002号「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」も併せて確認すること。

② 教育課程特例を受ける大学の学科等が、当該学科において教職課程を新設する場合や改組等を伴う場合、通常の課程認定申請の手続において、審査を行うものであること。

③ 上記に該当しない場合においても、施行規則第二十二条第六項による読替え後の同条第三項の特例(他大学との連携開設科目を自大学開設とみなす場合の単位数の上限に関する特例)又は同条第四項の特例(他大学の開設科目を自大学開設とみなす場合の単位数の上限に関する特例)に係る教育課程を編成する場合は、先導的な取組を行うために必要なものとして文部科学大臣が認める割合を上限とすることとなるため、課程認定申請の手続において、審査を行うものであること。ただし、この場合は教員審査を省略すること。

④ 教育課程特例を受ける大学の学科等のうち、上記②又は③に該当しない場合は、教育課程特例に係る変更届を提出すること。様式等については、今後の説明会や手引き等において示す予定であること。

4. 今後のスケジュール(予定)

- ・令和5年10月3日(火): 教職課程大学説明会(オンライン)
- ・令和5年1月中旬~3月中旬: 課程認定事前相談(令和7年度開設分)
- ・令和5年3月中下旬: 申請書受付(同上)

※ 令和7年度開設の教職課程に係る申請を行う予定の大学(改組等に伴う申請を含む)は、申請・認定手続の円滑化を図るため、原則、課程認定の事前相談を行うようお願いいたします。

(別添) 新旧対照表

- ・教職課程認定基準 (平成13年7月19日教員養成部会決定)
- ・教職課程認定審査の確認事項 (平成13年7月19日課程認定委員会決定)
- ・教職課程認定大学実地視察規程 (平成13年7月19日教員養成部会決定)
- ・学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準
(平成23年1月20日課程認定委員会決定)
- ・教職実践演習の実施に当たっての留意事項
(平成20年10月24日課程認定委員会決定)
- ・教育又は研究上の業績及び実績の考え方
(平成23年3月9日課程認定委員会決定)
- ・特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点
(令和5年9月28日課程認定委員会決定)

<本件担当>

総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許・研修企画室 教職課程認定係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL : 03-5253-4111 (内線2451, 2453)
E-MAIL: kyo-men@mext. go. jp

7. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（平成30年12月26日通知）

30文科教第257号
平成30年12月26日

各都道府県教育委員会教育長
各国公立大学長
各指定教員養成機関の長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

文部科学省総合教育政策局長
清水 明

（印影印刷）

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第34号）」が平成30年12月26日に公布されました。

同令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

近年の急速なグローバル化の進展及び情報通信技術の発達という状況の変化に鑑みて、国際的な視野を持つ教師を育成することを目的として、教育実習先として、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設（在外教育施設の認定等に関する規定（平成3年文部省告示第114号）に基づき認定された在外教育施設。以下「認定在外教育施設」という。）を追加するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の改正を行うものであること。

2 改正の要点

- (1) 教育実習先として認定在外教育施設を追加すること。
- (2) 上記に加え、その他必要な改正を行うこと。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行することとしたこと。

4 留意事項等

- (1) 教育実習を行う大学と認定在外教育施設との連携による指導及び評価の体制の確保
認定在外教育施設で教育実習を行う大学（以下「大学」という。）は、事前・事後の指導も含め、教育

実習の全般にわたり、当該施設と連携しながら、責任を持って指導に当たることが必要であること。また、大学は「教職課程コアカリキュラム（平成29年11月教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会）」（参考1）及び平成18年7月中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（参考2）を参照し、教育実習の内容の充実を図ること。

①事前・事後の指導

通常の実習の事前・事後指導で行われている取組に加えて、特に事前指導においては、教育実習先の国における生活、安全、文化等に関する基本的な知識を学生に修得させるとともに、海外の環境での教育実習に関する学生の意欲、適性、能力等を適切に確認するなど、認定在外教育施設における教育実習を行うために必要な指導の充実を図ること。

②教育実習中の学生に対する指導

教育実習を行う学生の授業実践の観察や心身の状況の確認のため、大学においては訪問指導を行うことが望ましい。また、訪問できない場合であっても、テレビ会議方式等により、学生の状況の観察や学生との意見交換を行うこと。また、あわせて、電話、メール等により必要に応じて円滑に学生とのコミュニケーションが行えるようにすること。

③教育実習を行う学生の指導及び評価に関する大学と認定在外教育施設の連携体制

大学は、認定在外教育施設での教育実習に先立ち、当該施設との間で、教育実習中の活動内容、学生への指導及び評価の方法等について協議を行うこと。また、大学及び当該施設の双方において、教育実習に責任を負う組織又は担当者を定め、円滑な連絡が行われるようにすること。

(2) 大学と認定在外教育施設との間での協定の締結

特に海外における学生の滞在は、生活、安全、緊急時への対処など、国内で実施する教育実習とは異なる課題が生じるため、指導体制のみならず、学生を受け入れるために必要な事項について、大学と認定在外教育施設の間で協定を締結し、あらかじめ明確にしておくことが必要であること。

協定の締結にあたっては、次の事項について定めること。

- ①教育実習の対象となる学生
 - ②教育実習の時期、期間及び総時間数
 - ③学生に対する指導
 - ④大学及び認定在外教育施設の連携
 - ⑤教育実習に係る経費負担
 - ⑥滞在先の確保等
 - ⑦安全確保
 - ⑧教育実習の中止に関すること
 - ⑨協定期間
 - ⑩認定在外教育施設の児童生徒等の個人情報の取り扱い
(その他大学と当該施設が必要と定める事項)
- ※協定例については別添2参照

(3) 文部科学省への報告

大学は、認定在外教育施設との間で上記の協定を締結した際には、その内容を文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課に報告すること。

大学は、認定在外教育施設において教育実習を開始する最初の年度の前年度末までに、教職課程認定の手引きに掲げる様式第5号により教育実習実施計画書を文部科学省総合教育政策局教育人材政策課に提出すること。

(4) その他

認定在外教育施設で教育実習を行う際のQ&Aについては以下のURLを参照すること。

URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/1412089.htm

本件担当：文部科学省 総合教育政策局
(教育実習に関すること) 教育人材政策課
電話：03-5253-4111(内線：3969)
(認定在外教育施設に関すること) 教育改革・国際課
電話：03-5253-4111(内線：2442)

【参考1】「教職課程コアカリキュラム（平成29年11月教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会）」（抜粋）

教育実習(学校体験活動)	
全体目標:	<p>教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。</p> <p>一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。</p>
<p>*教育実習の一部として学校体験活動を含む場合には、学校体験活動において、(2)、(3-1)もしくは(3-2)のうち、3)4)の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。</p>	
(1) 事前指導・事後指導に関する事項	
一般目標:	<p>事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。</p>
到達目標:	<ol style="list-style-type: none"> 1) 教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。 2) 教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。
(2) 観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項	
一般目標:	<p>幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校(園)の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。</p>
到達目標:	<ol style="list-style-type: none"> 1) 幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。 2) 指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、事実に即して記録することができる。 3) 教育実習校(園)の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。 4) 学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。
(3-1) 学習指導及び学級経営に関する事項 ※小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭	
一般目標:	<p>大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。</p>
到達目標:	<ol style="list-style-type: none"> 1) 学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。 2) 学習指導に必要な基礎的技術(話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。 3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。 4) 教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わる事ができる。
(3-2) 保育内容の指導及び学級経営に関する事項 ※幼稚園教諭	
一般目標:	<p>大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。</p>
到達目標:	<ol style="list-style-type: none"> 1) 幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。 2) 保育に必要な基礎的技術(話法・保育形態・保育展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。 3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。 4) 様々な活動の場面で適切に幼児と関わる事ができる。

【参考2】平成18年7月中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（抜粋）

1. 教職課程の質的水準の向上

(3) 教育実習の改善・充実—大学と学校、教育委員会の共同による次世代の教員の育成—

課程認定大学は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。

実習内容については、個々の学生の履修履歴等に応じて、内容の重点化も考慮する必要があるが、その場合でも、十分な授業実習の確保に努めることが必要である。

大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることが必要である。

大学においては、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが必要である。また、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認することが必要である。教育実習に出さないという対応や、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。

いわゆる母校実習については、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。

各都道府県ごとに、教育実習連絡協議会を設置し、実習内容等について共通理解を図るとともに、実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組みについて検討することが必要である。

○ 教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、今後とも大きな役割が期待される。教育実習は、課程認定大学と学校、教育委員会が共同して次世代の教員を育成する機会であり、大学は、教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員が共同して、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。

また、各大学は、教職課程の全体の中で、体系的な教育実習の実施に留意することが必要である。

○ (2) で述べた教職実践演習（仮称）を新設することとする場合、教育実習と当該科目との関係を整理することが必要である。この点については、両者は趣旨・目的が異なるものの、将来教員になる上で、何が課題であるのかを自覚する機会として共通性があることや、履修時期が近接していること等から、内容や指導の面での関連性や連続性に留意にして、実施することが適当である。具体的には、教育実習やその後の事後指導を通して明らかになった課題を教職実践演習（仮称）で重点的に確認したり、必要に応じて補完的な指導を行うなどの工夫を図ることが適当である。

○ 教育実習における実習内容は、学校における教育活動全体を視野に入れることが基本であるが、学生の履修履歴や免許状の種類に応じて、例えば、授業実習の比重を高めたり、学級経営の比重を高めるなど、実習内容を重点化することも考慮する必要がある。なお、その場合でも、教科指導の実践は教育実習の最も重要な内容であることから、課程認定大学は、学校や教育委員会と協力しながら、十分な授業実習の機会の確保に努めることが必要である。

○ 教育実習においては、課程認定大学と実習校の協力により、授業案を作成したり、教材研究の指導を行うなど、大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習成績の評価についても、適切な役割分担の下に、共同して行うことが適当であるが、その場合には、実習校により評価にばらつきが生じないように留意することが必要である。

○ 実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることとし、また、当該教員については、教育実習担当教員として、校務分掌上、明確に位置付けるなど、責任を持って実習生を指導する校内体制を構築することが必要である。

○ 教育実習は、課程認定大学の教職課程の一環として行われるものであり、各大学における適切な対応を担保するため、課程認定大学は、実習校の協力を得て、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが適当である。

- 課程認定大学は、教員を志す者としてふさわしい学生を、責任を持って実習校に送り出すことが必要である。各大学においては、これまでも、教育実習の履修に当たって、あらかじめ履修しておくべき科目を示すなどの取組が行われてきたが、今後は、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、それに基づき、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認するなど、取組の一層の充実を図ることが必要である。

また、必要に応じて補完的な指導を行うとともに、それにもかかわらず、十分な成果が見られない学生については、最終的に教育実習に出さないという対応も必要である。実習開始後に学生の教育実習に臨む姿勢や資質能力に問題が生じた場合には、課程認定大学は速やかに個別指導を行うことはもとより、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。
- 一般大学・学部については、できるだけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において実習を行うこととし、いわゆる母校実習については、大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。

一方、学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由から、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当である。ただし、このような場合でも、大学と実習校とが遠隔教育的な方法を工夫して連携指導を行うなど、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校側も適切な評価に努めることが必要である。

教員養成系大学・学部については、附属学校における実習が基本となるが、一般の学校における実習も有意義であることから、各大学において、適切に検討することが必要である。
- 教育実習を円滑かつ効果的に実施するため、各都道府県ごとに教員養成系大学・学部や教育委員会はもとより、一般大学・学部や公立私立学校、知事部局の代表等の幅広い関係者の参画を得て、教育実習連絡協議会を設置することが必要である。こうした関係機関の協議の場においては、実習内容や指導方法、実習生に求められる資質能力などについての共通理解を図るとともに、相互の適切な役割分担と連携協力により、各地域において実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組み（例えば、実習生の受入れに当たっての調整や、実習に係る人的・財政的措置等）について検討することが必要である。

在外教育施設における教育実習の実績について

検討の背景

- 経済社会のグローバル化の進展、2020年からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- 文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進

文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した
在外教育施設※による教育実習が平成31年4月より可能に

教育職員免許法施行規則の一部を改正

令和3年度実績

受入校：ソウル日本人学校

実施校	佛教大学(私立)
実施時期	令和3年7月5日～16日(12日間)
実習生	1名(通信教育課程在籍社会人・韓国在住)

- 対面授業とオンライン授業において、ICT機器を積極的に活用した。
- オンライン授業においても授業目的を十分に達成できるよう、機器の操作等に工夫を図った。
- 派遣教師からも様々なアドバイスを受け、授業の改善を図った。
- 将来的には、日本人学校等での勤務を目指している。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省が作成



令和4年度実績

受入校：バンコク日本人学校

実施校	東京学芸大学(国立)
実施時期	令和4年9月5日～23日(19日間)
実習生	2名

- JASSO採択の短期派遣プログラム(ノンイミグランドビザ取得)として、選択科目「教育実地研究Ⅱ」による3週間の「協力校での教育実習」を実施。
- 校長等の講話、授業参観、学校経営、登下校指導や健康観察、教壇実習(研究授業と事後検討会など)といった一連の実習を行った。
- 大学卒業後は、2名とも日本人学校(バンコク)の教員として勤務を予定。

出典 東京学芸大学からの報告等により文部科学省が作成



令和5年度実績

受入校：シンガポール日本人学校クレメンティ校

実施校	広島大学(国立)
実施時期	令和5年6月5日～16日(10日間)
実習生	1名

- 広島大学大学院人間社会科学部、広島大学教育学部、広島大学附属学校及びシンガポール日本人学校との教育交流及び連携・協力に関する包括協定のもとで教職大学院のアクション・リサーチ実習を実施した。
- 教職大学院のアクション・リサーチ実習として、教職員へのインタビュー調査や児童へのアンケート調査などをもとにした授業実践を行った。

出典 広島大学からの報告等により文部科学省が作成



令和6年度実績

受入校：ロッテルダム日本人学校

実施校	佛教大学(私立)
実施時期	令和6年6月3日～21日(19日間)
実習生	1名(通信教育課程在籍社会人・オランダ在住)

- 小規模校という特性を生かし、色々な場所への社会見学やオランダの現地校、インターナショナルスクールとの交流を通して国際性をもつける活動が盛んな素晴らしい学校であった。
- 日本語能力をしっかりと付けた上で英語学習をした方が、しっかり英語力を身に付けられると感じた。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省が作成



※文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について「在外教育施設の認定等に関する規程(平成3年文部科学省告示第14号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

9. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について（令和6年3月21日通知）

5 文科教第 1873 号
令和 6 年 3 月 21 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長
大学を設置する各地方公共団体の長
各文部科学省所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
各指定教員養成機関の長
令和4年度までに免許状更新講習の
開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

望 月 禎

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

このたび、別添1のとおり「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和6年文部科学省令第5号。以下「改正省令」という。）が令和6年3月21日に公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました。また、併せて別添2のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月21日最終改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）を改正しました。

これらの概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくようお願いします。

また、小学校又は中学校の教諭の免許状に係る教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所におかれては、令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「介護等体験法」という。）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにも

かかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な学生等のために、今般定める介護等体験の代替措置の実施に御協力くださるようお願いいたします。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の開設者におかれては、下記2（2）の介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）に係る措置を実施するため、別紙3の内容を踏まえ、介護等体験の代替措置の対象となる科目の指定申請について、御検討くださるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

（1）介護等体験の実施に関する特例の延長について

小学校又は中学校の教諭の普通免許状の取得に当たって必要な介護等体験については、令和2年度から令和5年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって介護等体験を免除することを可能とする特例（以下単に「特例」という。）を設けている。

新型コロナウイルス感染症については、流行当初よりも重症患者数は減少傾向にあるとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に係る医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の位置付けについても、令和5年5月8日より、「新型インフルエンザ等感染症」（いわゆる2類相当）から「5類感染症」に移行されたところであるが、介護等体験については、その受入れ施設の性質上、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から、介護等体験の受入れが困難な状況もあり得ること等から、令和6年度についても引き続き特例を延長する。

（2）介護等体験の対象施設に「女性自立支援施設」を追加することについて

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化するとともに、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっている中、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が令和4年5月に成立し、令和6年4月1日より施行される。

同法第12条に定める「女性自立支援施設」は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設であり、具体的には、例えば、支援対象者の就労支援や、医療・役所・家族・買い物等への同行などの支援を行うことが想定されている。

教師を目指す学生が、このような支援を体験することにより、様々な問題を抱える支援対象者との直接的な交流から、その支援の意義や方法等について学ぶことは、介護等体験の「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会の理念に関する認識を深める」という趣旨にかなったものと考えられることから、当該施設を介護等体験の対象施設として追加することとする。

(3) 児童福祉法の一部改正を受けた規定の整備について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「児童福祉法等一部改正法」という。）により、改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する「障害児通所支援」のうち「医療型児童発達支援」を廃止し、同条第2項に規定する「児童発達支援」に一元化することとされた。

上記の改正を受け、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成9年文部省令第40号。以下「介護等体験省令」という。）第2条第2号において介護等体験の対象施設として規定されている「障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設」から「医療型児童発達支援」を削るとともに、改正省令の施行前に「医療型児童発達支援」を行う施設において介護等体験を実施した者が、引き続き当該体験を介護等体験としての期間に算入できるよう、所要の経過措置を設けることとする。

2 改正の内容

(1) 介護等体験の実施に関する特例の延長について

① 令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、介護等体験省令第3条第1項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とすること。

（改正省令本則関係）

② 上記①で定める介護等体験を免除する者として、令和2年度から令和6年度までの間において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者であって、次のアからキまでのいずれかに該当するものとしたこと。

ア 課程認定大学等（免許法別表第一備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る教職課程を有する大学、同表備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）による改正前の免許法（以下「旧法」という。）による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。）において、令和6年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者

イ 令和6年度までに、医療関係職種等の各学校、養成所又は養成施設の指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者

- ウ 令和6年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第5条第1項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を1単位以上修得した者
- エ 在学する課程認定大学等において、令和6年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者
- オ 令和6年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち1科目以上の履修の認定を受けた者
- カ 免許法認定通信教育において、令和6年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者
- キ 令和4年度までに、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）第2条の規定による改正前の免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習であって、文部科学大臣が、令和5年2月28日の改正前の介護等体験免除者に係る大臣決定により指定していたものの課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者

（介護等体験免除者に係る大臣決定）

③ その他

- ・ 上記②イに関して、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして課程認定大学等が認めた科目があるときは、当該大学等は当該科目をインターネットの利用等により公表すること。
- ・ 上記②カの指定科目の指定に関して、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定すること
- ・ 上記②アからキまでに係る措置を受けたことを証する証明書に関し、必要な事項を定めたこと

など、上記②アからキまでに係る措置の実施に必要な事項を定めたこと。

（介護等体験免除者に係る大臣決定）

(2) 介護等体験の対象施設に「女性自立支援施設」を追加することについて

介護等体験省令第2条に「十三 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性自立支援施設」を加え、同条第13号を第14号とすること。

（改正省令本則関係）

(3) 児童福祉法の一部改正を受けた規定の整備について

- ① 介護等体験省令第2条第2号中「、医療型児童発達支援」を削ること。

（改正省令本則関係）

- ② ①に伴い、次のア及びイの経過措置を設けること。

ア 改正省令の施行の日前に同省令による改正前の介護等体験省令第2条第2号に規定する障害児通所支援（医療型児童発達支援に限る。）を行う施設（以下「旧医療型

児童発達支援を行う施設」という。)において介護等体験を行った者に係る介護等体験の期間については、当該者が旧医療型児童発達支援を行う施設において行った介護等体験の期間を通算するものとする。

イ アの場合において、旧医療型児童発達支援を行う施設（児童福祉法等一部改正法による改正前の児童福祉法第 43 条第 2 号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）における介護等の体験に関する介護等体験省令第 4 条に規定する証明書は、児童福祉法等一部改正法附則第 11 条の規定により同法の施行の際現に当該旧医療型児童発達支援を行う施設を設置している者が設置しているものとみなされる同法による改正後の児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センターの長が発行するものとする。

(改正省令附則第 2 条関係)

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。

4 留意事項

(1) 介護等体験の実施について

① 介護等体験の内容について

ア 介護等体験の内容については、介護等体験法第 2 条第 1 項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」とは、介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。

また、特別支援学校、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。）において行われた教育実習又は学校体験活動や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護等実習等は、上記の体験に相当する体験が行われた部分についてのみ、介護等体験としての期間に算入すること。また、証明書を発行する際は当該体験が行われた部分のみの期間を記入すること。

イ 1 日あたりの介護等体験の時間としては、受入施設の職員の通常の業務量、介護等体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとする。また、新型コロナウイルス感染症のまん延又は自然災害等によって、介護等体験の実施時間が確保できない場合にも配慮しつつ、1 日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられること。

- ウ 介護等体験の期間の計算については、受入施設においてそれぞれ連続して介護等体験を行う場合のほか、免許状取得までの数年間を通じ、長期休業期間中や土曜日・日曜日などに数度に渡って、異なる2以上の受入施設において1日単位で介護等体験を行うことなども想定されること。また、期間については、7日間を超えて行っても差し支えないこと。7日間のうち、特別支援学校、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。）における介護等体験については必ず行うようにすることが望ましいが、受入れ施設の状況等を踏まえ、大学等において柔軟に判断いただきたいこと。
- エ 介護等体験法第2条第3項の規定により介護等体験を要しないこととされた者についても、介護等体験を行いたい旨の希望があれば、本人の身体状況、受入施設の状況等を総合的に勘案しつつ、可能な限りその意思を尊重することが望ましいこと。
- オ その他、介護等体験の実施に係る留意事項については、「令和5年5月8日以降の教育実習及び介護等体験における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」（令和5年5月23日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）も確認すること。

② 特例の適用について

- ア 「教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を行うという介護等体験の趣旨や、近年の特別な支援を要する児童生徒数の増加などに鑑みれば、教師を目指す学生にとって、可能な限り、特例によらず対面による当該体験の機会を提供することは重要である。ついては、令和6年度において特例の延長は行うものの、可能な限り対面での介護等体験の実施を優先的に検討することとし、対面での実施が可能であるにも関わらず安易に特例を適用することのないようにすること。
- イ 対面での実施に係る受入れ施設の調整に当たり、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から受入れ困難な施設がある場合には、受入れ可能な他の限られた種類の施設のみで体験を行っても（例えば、特別支援学校・特別支援学級のみで7日間の体験を行う等）法令上は差し支えなく、受入れ施設の状況等を踏まえ、大学等において柔軟に判断いただきたいこと。
- ウ 令和7年度以降は、原則として特例の延長は行わないこと。

③ 特例の内容について

- ア 介護等体験代替措置対象者について

介護等体験免除者に係る大臣決定1に定める「介護等体験代替措置対象者」の該当性の判断に当たっては、次のとおりとする。

- i 令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験を行うことを予定していたことについて

本人が令和2年度から令和6年度までの間に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本とすること。介護等体験を行う意思を有していたかどうかを確認するために、介護等体験免除者に係る大臣決定4に定める証明書様式に、本人の署名等を記載することとしていること。

- ii 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であることについて

令和2年度から令和5年度までの間は、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないとしていたところ、令和6年度については、受入施設等における面会に係る取扱いなどを確認の上で判断すること。なお、②イのとおり、対面での実施に係る受入れ施設の調整に当たり、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から受入れ困難な施設がある場合には、受入れ可能な他の限られた種類の施設のみで体験を行っても法令上は差し支えないこと。

- イ 施行日前に修得済みの科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。

- ウ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に重要な事項として含むこととされている「介護等に関する専門的知識及び技術」について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- i 介護等体験法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ii 介護等体験は、介護等体験省令第2条に規定される施設及び事業等を行う施設における①アに規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。
- iii 介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている課程認定大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを課程認定大学等が認め

るに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、課程認定大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

- iv 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（2）に定める科目を修得した者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれることから、各課程認定大学等においては、過年度開設分も含めて対象科目名を公表すること。
- エ 介護等体験代替措置のうち印刷教材の学修の成果を確認する措置について
 - i 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（4）に定める措置を行おうとする課程認定大学等は、事前に別紙 1 の「利用許諾条件書」に従い、文部科学省に「同意書兼利用態様届出書」を提出した上で、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材を利用して、当該措置を実施すること。なお、届出書により届け出た内容に変更が生じる場合は、変更を行う前に届出書の差替えを提出すること。
 - ii 当該措置は、学生等に対し上記の印刷教材を配布等した上で、これにより学修するよう指導するとともに、その学修を経て、学生が有することとなった知識及びその学修成果を教職に就くに当たりどのように生かしていくのかを総合的に論述させ、大学の責任において確認する（レポートを提出させ、その成果を確認する）ことにより行うこと。
 - iii 上記レポートの確認に当たっては、1）上記の印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2）その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、学生自身の言葉で明確に述べられているかを確認するものとする。各項目の記載分量は、それぞれ概ね 600～800 字ずつ計 1,200～1,600 字程度以上を目安とすること。

上記の確認に当たっては、例えば、別紙 2 の「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」を参考にして様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目を確認できるものであれば、各課程認定大学等において独自に用いる書類等により確認することとしても差し支えないこと。
 - iv 当該措置を担当する教職員については、必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はないが、当該大学等の教職課程を担当する教職員であること。
 - v 「在学」には、科目等履修生として課程認定大学等に「在籍」することも含まれること。

- オ 介護等体験の代替措置となる認定通信教育について
- i 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（5）に定める「履修の認定」とは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することを指し、単位認定試験の合格を要しないこと。
 - ii 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（5）に定める免許法認定通信教育については、受講定員、受講時期をはじめ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において定める募集要項等に従い、実施するものであること。
- カ 指定の申請について
- i 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（6）に定める指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、別紙 3 の「指定科目実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。
- キ 介護等体験代替措置対象者の証明書について
- i 介護等体験免除者に係る大臣決定 4 に定める証明書には、介護等体験免除者に係る大臣決定 1（1）から（7）までに定める科目等の単位を修得する等の見込みであることを証明するものを含むこと。具体的には、例えば、卒業年次の後期において、介護等体験免除者に係る大臣決定 1（1）から（3）まで又は（6）に定める科目を履修している者であって、その者の学修状況等を勘案して当該科目の単位を修得することが見込まれると課程認定大学等が判断する者について、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に関する大学一括申請手続において必要な場合に、当該大学等が当該単位を修得見込みである旨を明らかにすることを想定していること。
 - ii 上記の単位修得等見込みの者が当該単位を修得する等に至らないことが明らかになった場合には、当該者に対して科目等の単位を修得する等の見込みであることの証明書を発行した者は速やかにその旨を学生本人及び上記の授与手続に係る授与権者である都道府県教育委員会に通知すること。
 - iii 本改正等の施行日前に介護等体験免除者に係る大臣決定 1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者から請求があったときも、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。
- ク 介護等体験の代替措置となる免許状更新講習について
- i 「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 40 号）の施行により、教員免許更新制が発展的に解消されたことに伴い、介護等体験免除者に係る大臣決定 1（7）に定める免許状更新講習については令和 4 年 7 月 1 日以降は実施されていないところ、令和 4 年 6 月 30 日以前に令和 5 年 2 月 28 日の改正前の介護等体験免除者に係る大臣決定により指定していた免許状更新講習（以下、「特定講習」という。）を受講し、令和 4 年度までに 18 時間以上の履

修の認定を受けた者は、引き続き、本特例の適用対象となること。

- ii 「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」の成立を踏まえた免許状更新講習の扱いについて」（令和4年6月3日付け4教教人第4号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）2（5）のとおり、令和4年6月30日までに実施した更新講習における、更新講習としての修了証明書又は一部履修証明書の発行については、同年7月1日付けで証明書の根拠規定が削除されたものの、同日以降の日付で発行することは可能であること。また、令和5年度以降も、令和4年度までの特定講習の履修に基づき特例を申請することが可能であることを踏まえ、特定講習を開設していた大学等においては、当面の間、受講者の請求に応じて証明書を発行できるよう適切な文書管理等に努められたいこと。

④ 令和2年度から令和6年度までの間に限り行うことができる遠隔による介護等体験の取扱いについて

ア 遠隔による介護等体験の要件

遠隔による介護等体験の実施に当たっては、以下の事項をその要件とすること。なお、4（1）②アのとおり、対面での実施が可能であるにも関わらず、安易に遠隔での実施によることのないようにすること。

- i 受入施設と学生等がテレビ会議システム等を利用して映像及び音声を伴う同時双方向型で行われること。
- ii 受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書が発行できる体験実態があること）

イ 遠隔による介護等体験を行うに当たっての留意事項

遠隔による介護等体験を行う場合は、以下の事項に配慮して行うことが望ましいこと。

- i 介護等体験の実施に当たっては、例えばテレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も考えられることから、課程認定大学等においては、このような点も踏まえ、受入施設とも協議の上、実施内容を検討すること。
- ii 課程認定大学等において、対象となる学生等をまとめてテレビ会議システム等に参加させる環境を整えること。

⑤ 教職課程のカリキュラム編成上の介護等体験の位置付けについて

課程認定大学等は、介護等体験を事前事後学習と併せて授業の一環として位置付けることで、例えば「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目とすることができること。

また、特別支援学校又は小学校・中学校の特別支援学級で行う教育実習は、介護等体

験と兼ねて実施したりするなど、教職課程のカリキュラムとの関連を図り、効果的・効率的な実施に努めること。

(2) 教育実習の実施に関する特例の終了について

介護等体験特例と同様に令和2年度から令和5年度まで措置している新型コロナウイルス感染症に係る教育実習に関する特例については、令和3年度時点で、同年度の教育実習実施者のうち98.7%の者が通常どおり教育実習を実施している状況等を踏まえ、令和6年度については特例の延長は行わないこと。

(3) 女性自立支援施設における介護等体験の実施に係る留意事項について

女性自立支援施設においては、支援対象者の安全の確保のため、その所在地等を秘匿している施設もある。そのため、介護等体験の実施の有無にかかわらず、当該施設に関する情報については、十分注意して取り扱う必要があることに留意すること。

添付資料：

別添1 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和6年文部科学省令第5号）

別添2 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月21日最終改正。）

別紙1 「利用許諾条件書」

別紙2 「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」

別紙3 「指定科目実施要領」

参考資料1 「小中学校の教員免許状取得に必要な介護等体験の代替措置について」（概要）

参考資料2 「介護等体験を行うことができる施設（令和6年度以降）」

参考資料3 「令和5年5月8日以降の教育実習及び介護等体験における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」（令和5年5月23日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）

本件担当：
文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許・研修企画室法規係
電話：03-5253-4111(内線：3969)
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

10. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（抄）（令和3年4月13日通知）

2 改正等の要点

(1) 介護等体験の対象となる施設の拡大

介護等体験を行う施設については、特例法の趣旨である「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性」に鑑み、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を行う施設であることを踏まえ、従来の施設範囲を見直し、多様な体験機会を充実させるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）（以下「特例省令」という。）第2条において児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される施設や事業等について整理するとともに、新たに、

- ・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定される学校生活への適応が困難である児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校
- ・学校教育法施行規則に規定される日本語に通じない児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校
- ・学校教育法施行規則に規定される特別支援学級を設置する学校又は特別な支援を要する児童生徒への特別の教育課程を編成する学校等
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）に規定される国立ハンセン病療養所等
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）に規定される不登校児童生徒に対して学習支援を行う教育施設を追加することとしたこと。

（特例省令第2条関係）

4 留意事項等

(1) 新たに追加される介護等体験の対象施設等

① 学校生活への適応が困難である児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）のうち、学校教育法施行規則第56条（同令第79条、第79条の6、第108条第1項において準用する場合を含む。）又は同令第86条（同令第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものとは、学校生活への適応が困難であることにより、特別の教育課程の編成による指導を受ける児童生徒が在学するものを指すこと。

② 日本語に通じない児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

小学校等（中等教育学校にあっては前期課程のみ）のうち、学校教育法施行規則第56条の2（同令第79条、第79条の6、第108条第1項において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものとは、日本語に通じないことにより、特別の教育課程の編成による日本語等の指導を受ける児童生徒が在学するものを指すこと。

③ 特別支援学級を設置する又は通級による指導を行う学校等

ア 小学校等のうち、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するもの（以下「通級による指導を行う小学校等」という。）においての通級による指導の実施形態としては、

（1）児童生徒が在学する小学校等において指導を受ける「自校通級」、（2）児童生徒が他の小学校等に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、（3）通級による指導の担当教員が該当する児童生徒が在学する小学校等に巡回して赴き指導を行う「巡回指導」が考えられるが、いずれの形態であっても実際の指導が行われる小学校等を対象施設とすること。

イ 特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小学校等において行われる上記のような体験を含む教育実習についても、当該体験部分については介護等体験として、その期間に算入できるとすること。証明書を発行する際は当該体験部分の期間を記入すること。

ウ 高等学校、中等教育学校のうち、学校教育法施行規則第86条（同令第108条第2項において準

用する場合を含む。)の規定による特別の教育課程を編成するものとは、療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施するものを指すこと。

④ 国立ハンセン病療養所等

国立ハンセン病療養所等とは、厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）別表第三に掲げる施設及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（平成 13 年厚生労働省告示第 224 号）第一項各号に規定する施設を指すこと。

⑤ 不登校児童生徒に対して学習支援を行う教育施設義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する

法律に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設とは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その社会的自立に資することを主たる目的として設置される教育施設を指すこと。

⑥ 障害者総合支援法に規定される重度障害者等包括支援を行う施設

障害者総合支援法に規定される重度障害者等包括支援については、介護等体験が施設において実施されるものであることを踏まえ、施設において実施される障害福祉サービスを想定していること。

11. 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（抄）（令和3年5月7日通知）

3 文科教第 117 号

令和 3 年 5 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
独立行政法人教職員支援機構理事長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

義 本 博 司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」が公布、施行され、別添2のとおり教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添3のとおり教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添4のとおり教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）が改正されました。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

なお、大学等連携推進法人等については、別添5のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和3年2月26日2文科高第1070号）において制度の趣旨等が周知されているところですので、留意事項についても併せて御確認いただき、十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）（以下「教職課程WG報告」という。）において、

- ・大学等連携推進法人を構成する大学や一つの法人が設置する複数の大学間にものみ適用できる特例として、複数の大学が授業科目を分担して補完し合い、教職課程として必要な授業科目（以下「連携開設科目」という。）を連携して備えることができる制度を導入すること

- ・教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する体制を整備し、当該体制を活用しながら、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けること
- ・大学に置かれる2以上の学部等の緊密な関係・協力によって、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下「学部等関係課程実施基本組織」という。）を置く場合に当該基本組織に教職課程を設置できるようにすること

等が提言されたところです。

この提言等を踏まえ、連携開設科目を開設する教職課程の設置等に係る特例措置や、教職課程を設置する大学の全学的な体制の整備、自己点検評価の仕組みを整備するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「免許法施行規則」という。）等について所要の改正を行うものです。

また、各種様式において、特に免許状においては従来から氏名に加えて旧姓や通称名を併記することを可能としておりましたが、「女性活躍加速のための重点方針2019」（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）が示されたことや、外国籍を有する者で日本に居住するものが増加していることを踏まえ、各種様式にて旧姓や通称名を併記することが可能であることを明確化するものです。

加えて、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められており、免許法施行規則等で押印を求める原則を廃止するものです。

2 改正等の要点

(1) 連携開設科目

① 連携開設科目の単位の認定

（免許法施行規則第10条の3第1項）

免許状の授与を受けようとする者は他の大学（大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専門職大学院を含む。以下同じ。）で修得した連携開設科目の単位を在学する大学が設置する教職課程における免許状の取得に必要な科目の単位に含めることができることとする。

② 連携開設科目を開設する教職課程の扱い

（免許法施行規則第22条第3項、教職課程認定基準3（3））

大学は、他の大学と連携して開設する連携開設科目について、免許状の取得に必要な最低単位数の8割まで自ら開設する授業科目とみなすことを可能とすること。

③ 連携開設科目を開設する教職課程の専任教員の共通化

（教職課程認定基準2（3））

連携開設科目を開設する教職課程のうち、複数の大学が同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く。）の教職課程の認定を同時に受ける教職課程（以下「連携教職課程」という。）において、当該連携教職課程を設置する各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用することにより、専任教員の共通化を可能とすること。

④ 連携教職課程を設置する場合の大学の申請要件

（教職課程認定基準9）

以下のア) からオ) の要件を全て満たす必要があることとする。

- ア) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、幼稚園教諭又は小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であること
- イ) 連携教職課程を設置する各大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するとともに、次の役割を果たすものとする
 - ① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整
 - ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
 - ③ その他連携教職課程の実施に必要な事項
- ウ) 例えば中学校教諭一種免許状の教職課程については、学生は自らが在籍する学科等におい

て8単位以上、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて8単位以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設すること

エ) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む）、教育実践に関する科目」（以下「教職専門科目」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に於いて、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を、連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員により按分し、按分した数が1未満の場合は1人とする

オ) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに教職専門科目を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならないが、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではないこととする

なお、通常の教職課程の認定を受けようとする学科等が複数の団地に分かれ、これらの団地間の距離が50kmを超える場合であって、多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合の取り扱いについても、連携教職課程を設置する大学間の取り扱いと同様に、いずれかの団地において、教職専門科目を開設し、当該学科等の入学定員に応じた専任教員を配置していれば足りることとする。 (教職課程認定基準3(8))

⑤ 連携教職課程を設置する大学への実地視察

(教職課程認定大学実地視察規程4)

連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行うものとする。

(2) 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程

① 学部等連係課程実施基本組織が教職課程を設置する場合の扱い

(教職課程認定基準2(1))

学部等連係課程実施基本組織についても教職課程の認定を受けることができる組織に加えるとともに、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあつては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとしたこと。

② 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程の専任教員数の扱い

(教職課程認定基準8)

同一の免許状の種類教職課程を連係協力学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合であつて、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができることとする。

③ 学部等連係課程実施基本組織が変更等される場合の教職課程の扱い

(教職課程認定審査の確認事項1(1))

既に認定を受けている学部等連係課程実施基本組織の統合、分離等その組織を変更する場合において、学部等連係課程実施基本組織の設置若しくは廃止又は学部等連係課程実施基本組織の分離と解されるときは、新たに課程認定を受けることが必要とする。

(3) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入

(免許法施行規則第22条の7、第22条の8)

複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとする。また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等につ

いて自ら点検・評価を行い公表するものとする。

- (4) 高等学校教諭免許状（情報）等の教職課程における「教科に関する専門的事項」の共通化の拡大
（教職課程認定基準4－8(1)ii）

高等学校教諭（情報）と中学校・高等学校教諭（数学）又は中学校（技術）の「教科に関する専門的事項」の共通化を可能とすること。

- (5) 各種様式における旧姓、通称名の併記及び押印原則の廃止

（免許法施行規則等の各種様式）

別添1にて改正された各種様式について、氏名に加えて旧姓と通称名の併記を可能とするとともに、免許状を除き押印原則を廃止し各種様式を活用する都道府県教育委員会等の判断により押印を廃止することを可能とすること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。

なお、(1)①及び②並びに(5)については、公布の日（令和3年5月7日）から施行すること。

4 留意事項等

- (1) 大学が設置している教職課程に連携開設科目を追加で開設する場合の申請

既に認定を受けた教職課程に連携開設科目を追加しようとする場合には、当該連携開設科目を追加しようとする事前に変更届の提出が必要であること。

- (2) 新しく連携教職課程を設置する場合の申請

① 連携教職課程の対象となる免許状の種類については、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭であること。

② 幼稚園教諭や小学校教諭の教職課程は、幼稚園・小学校の教員養成を主たる目的とする学科等について認定することとなっており（教職課程認定基準2（5））、学位プログラムの目的と教職課程が一体的な関係にあることから、複数の大学が教職課程を共同して実施する仕組みとしては、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第43条第1項等に基づく共同教育課程制度を活用することが適当であること。

③ 連携教職課程を設置する大学同士が全体として教職課程の質を向上させることができるよう、連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、教員養成に関わる授業科目や専任教員が豊富に備わっていることを制度的に担保する組織として、教職課程認定基準2（5）に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」としたこと。

④ 広域的な大学間の連携の場合には、サポートスタッフなども含めた指導体制の整備を図り、教職課程の質の向上に努めること。

⑤ 大学として、地域の教育委員会や学校との密接な連携の下で高度専門職業人としての教員養成を行えるような体制を整備し、教職課程の質の向上に努めること。

⑥ 連携教職課程を設置する各大学の学科等が、教職課程の実施に一定の責任を果たすことを担保するため、学生が在籍する学科等と、それ以外の学科等から一定の単位数を必ず履修するものとして必要な単位数を必ず開設しなければならないこととしていること。

⑦ 連携教職課程に整備する教学管理のための体制については、連携教職課程として認定を受けようとする免許状の種類に教職課程ごとに専任教員1人以上をその構成員とすること。また、当該専任教員が授業科目の共通開設に伴い複数の連携教職課程の専任教員を兼ねている場合には、それぞれの連携教職課程の教学管理のための体制の構成員とすることができること。

- (3) 新しく学部等連係課程実施基本組織に教職課程を設置する場合の申請

学部等連係課程実施基本組織を設置し、当該組織に教職課程を設置しようとする場合には、新たに課程認定を受けることが必要であること。

なお、既に教職課程の認定を受けている連係協力学部等においては、入学定員の変更届の提出が必要であること。

(4) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入

全学的な体制の整備及び自己点検評価に関する「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」を別添6において示しているところであり、当該ガイドラインに基づき各大学において適切に対応いただきたいこと。

(5) 「教科に関する専門的事項」の共通開設の拡大

複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる（教職課程認定基準4-8（4））ことから、高等学校教諭（情報）の教職課程と中学校・高等学校教諭（数学）又は中学校（技術）の教職課程に共通に開設する「教科に関する専門的事項」を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができること。

(6) 各種様式における旧姓や通称名の併記について

各種様式にて、授与申請者や保有者の申請に基づいて、都道府県教育委員会等は、様式中に氏名に加えて旧姓と通称名の併記が行えること明確化したこと。旧姓や通称名を併記する際は、住民票、戸籍抄本や戸籍謄本等にて本人確認を行うことを原則とすること。

(7) 各種様式における押印原則の廃止

「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められていることから、別添1のとおり免許状の授与事務に係る各種様式について押印の原則を廃止することとしたこと。特に都道府県教育委員会においては当該マニュアルを参考とする等により積極的に押印の見直しに取り組むこと。

なお、各種様式について押印が真に必要と判断された場合は、引き続き押印を行うことを妨げないこと。

(8) その他

① 令和4年度から連携教職課程を設置する場合については、事前相談を令和3年5月～6月中旬、申請書提出締切を令和3年6月下旬を予定しており、様式も含め別途連絡する予定であること。

② 今後、教職課程WG報告で提言されている複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制や、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和3年1月中央教育審議会答申）で提言されている小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例等に必要教職課程認定基準の改正を行う予定であること。

添付資料：

別添 1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 25 号）

別添 2 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添 3 教職課程認定大学実地視察規程（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添 4 教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 5 「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和 3 年 2 月 26 日 2 文科高第 1070 号）

別添 6 「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和 3 年 5 月 7 日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室

○教育職員免許法施行規則等に関すること
免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○教職課程全般に関すること

教職課程認定係

電話：03-5253-4111(内線：2451)

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」のポイント
 （令和2年2月18日 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）

背景

- 平成30年度に実施した全ての教職課程を設置する大学の再課程認定の審査等を踏まえ、**複数の学科等間の授業科目の共通開設の拡大について検討を行うことが適当。**

「教職課程の基準に関する検討事項について」(平成30年12月中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程認定委員会)

これまでの教職課程認定の審査等を踏まえ、本委員会としては、教職課程の水準の維持・向上及びその効果的・効率的な実施等を図る観点から、教職課程の基準に関し、特に以下の点を中心に検討を行うことが適当と考える。

1. 複数の学科等間の複数の教職課程における授業科目の共通開設の拡大について

- **単独の大学では教員養成・研修機能の維持が困難になってきている免許状もあることから、教職課程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべき。**

「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書」(平成30年9月)

教科によっては、当該教科の教職課程の認定を受けた大学が存在しなくなっている県もあり、このような場合には、現職の教員の研修にも影響することが懸念される。特に国立教員養成大学・学部については、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」(平成29年8月29日国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書)を踏まえ、近隣の大学との連携・協力などにより採用数の少ない教科についても養成・研修機能の強化、効率化を進めることが求められる。こうした取組を促すため、文部科学省においては、教職課程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべきである。

- **課程認定を受けた後の教職課程の質保証・向上のためのシステムの整備が必要。**

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月中央教育審議会答申)

- ◆ 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。
- ◆ 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。
- ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- ◆ 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。



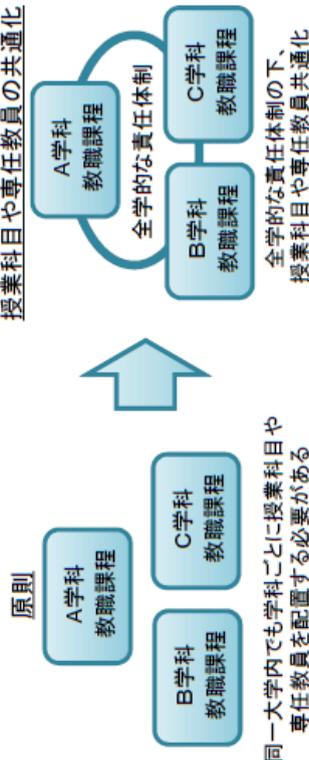
中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の下に、「教職課程の基準に関するワーキンググループ」を設置。(令和元年5月7日～令和2年2月7日まで全8回開催)

見直しの方向性

「複数の学科等において教職課程を共同で実施する体制」

- 教職課程によりふさわしい科目や必要な業績を有する専任教員を全学的に活用できるようにするため、**科目や専任教員の共通化の範囲を拡大**

授業科目や専任教員の共通化

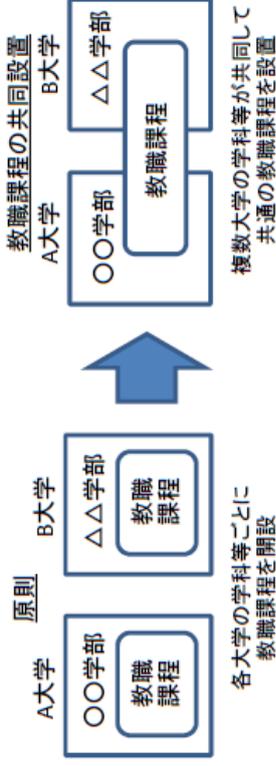


同一大学内でも学科ごとに授業科目や専任教員を配置する必要がある

「複数の大学の間に教職課程を共同で実施する体制」

- 大学等連携推進法人(仮称)※を構成する大学間又は一つの法人が設置する複数の大学間において、**授業科目や専任教員を合わせることで、共同の教職課程を設置することを可能にする**

※大学等連携推進法人(仮称)については、大学分科会で検討中



複数の大学の学科等が共同して共通の教職課程を設置

「教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み」

- **全学的に教職課程を実施する組織体制の整備を義務化**
- **教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務化**
- **大学間で教職課程を共同で設置する場合には、課程認定委員会による実地視察を定期的**に実施

期待される効果

- 複数の学科等や複数の大学間で得意な科目を合わせることにより、**教職課程の内容を充実**
- 小学校と中学校など、異なる教職課程の間で科目を共通にできる部分を拡大し、**複数種類の免許状取得の際にも学生が履修しやすいカリキュラムを編成**
- 教員採用数の少ない種類の免許状についても**複数の大学の連携・協力により、地域の教員養成・研修機能を確保**
- 全学的に**教職課程の改善・向上を図る体制を構築**

今後の予定	
令和2年度	<p>教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準(教員養成部会決定)の改正</p> <p>複数の学科等において教職課程を共同で実施する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届の提出(大学) ・変更後の教職課程の開始(大学) <p>複数の大学の間に教職課程を共同で実施する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課程認定申請書の提出(大学) ・審査 → 認定(文部科学省) ・共同で設置した教職課程の開始(大学) <p>教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン作成(文部科学省) ・新たな仕組みによる取組開始(大学)
令和3年度	
令和4年度	

目次

- 一 はじめに
 - 二 教職課程の実施体制に関する基本的な方向性
 - 三 複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制
 - 1. 授業科目の共通化
 - 2. 専任教員の共通化
 - 3. 学部等運係課程における教職課程の設置
 - 四 複数の大学の間において教職課程を共同で実施する体制
 - 1. 教職課程を共同で設置する大学・学科等に関する要件
 - 2. 専任教員の配置に関する要件
 - 3. 授業科目の開設に関する要件
 - 4. 大学間での共同の教学管理体制
 - 五 教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み
 - 1. 全学的に教職課程を実施する組織体制
 - 2. 教職課程の自己点検・評価
 - 3. 外部専門家による検証
 - 4. 教員養成の状況に関する情報の公表
 - 5. 教職課程を担当する教職員に対する研修
- 参考1：教職課程の実施体制に関する提言
参考2：授業科目の共同開設制度と単位互換制度

複数の学科間・大学間の共同による
教職課程の実施体制について
(報告書)

令和2年2月18日

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教職課程の基準に関するワーキンググループ

しかしながら、以下に示すような近年の教職課程を取り巻く環境を背景に、学内の複数の学科等や異なる教職課程の間、さらには複数の大学の間において、授業科目や専任教員を共有しつつ、連携・協力して教職課程を運営していくことが求められるようになっていく。

(学校現場・地域の教育課題に対応した教職課程の充実)

新学習指導要領の実施や新しい教育課題に対応するため、平成31年4月に施行された免許法施行規則の改正により、小学校の外国語²、特別な支援が必要ない幼児、児童及び生徒に対する理解、情報機器を活用した各教科の指導法など、教員免許状を取得するために必要な履修事項としてより広範な内容が含まれることとなった。また、免許状取得に最低限必要な履修事項以外にも、学校現場での二一の多様化に対応し、教育活動や校務を体験する活動、地域の教育課題に対応した科目など、大学の自主性・独自性を発揮して教職課程を充実させていくことが期待される。

このように学校現場や地域の教育課題に対応するために、教職課程で多様な内容の教育を提供することが求められるようになっており、単独の学科等の授業科目のみではなく、学内の別の学科等や、大学間の連携により他大学の教職課程で開設される授業科目も活用できる仕組みを設けることが、教職課程の一層の充実に資すると考えられる。

(複数種類の免許状取得の要請)

近年、複数の学校種、教科の免許状を保有していることを教員採用試験の際の考慮事項とする教育委員会が増加している。これは、児童生徒数の減少に伴い学校規模が縮小する中で、一人の教員が複数の学校種や教科を担当できることが求められるようになっていくほか、学校段階間の接続を見通して指導する力や教科横断的な視点で学習内容等を組み立てていく力などが背景にあると考えられる。また、「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」(中央教育審議会初等中等教育分科会 令和元年12月26日)においても示されているように、小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入する観点から、今後、小学校と中学校の双方の免許状の併有がより強く期待されるようになることが予想される。

こうした二一に対応するため、複数の種類の免許状について、履修内容が共通する部分については科目を共有することで、学生が複数の教職課程をまたがって履修しやすいカリキュラムを編成していくことが考えられる。

² 文部科学省は、公立小学校において質の高い英語教育を行う観点から、各都道府県・指定都市教育委員会が、加配定数を活用して小学校英語専科教員を配置するに当たり、一定の英語力を有する教員を配置すること等を条件としている。

一 はじめに

教員免許状を取得するために必要な学修は、文部科学大臣が「免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程」(教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)別表第1備考第5号イ)である教職課程において行うこととされている。この文部科学大臣の認定を受けるためには、「教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。)、教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)等に規定する授業科目の編成や教員組織等の教職課程の実施体制を備えていることが必要である。

教職課程の実施体制の在り方については、近年、中央教育審議会等において、いくつかの論点が提示されてきた(参考1)。これらの提言も踏まえ、本ワーキンググループでは、教職課程の水準の維持・向上や効果的・効率的な実施を図る観点から、特に次の点を中心に8回にわたって検討を行ってきた。

- (1) 複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み
- (2) 大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組み
- (3) 課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組み

本報告書に示す方向性を踏まえ、文部科学省においては、教職課程の実施体制に係る基準について必要な整備を行うことを期待したい。また、二に示すような教職課程に求められる役割や今後の教員需要などを踏まえれば、教職課程の実施体制の在り方を変革していくことは急務であり、各大学においても、スピード感をもって取り組むべきである。

なお、本報告書に示した点以外にも、現在、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において教員の養成、採用、研修、免許制度等の在り方について審議が行われている。同部会の審議により、現行の教員免許制度に変更が加わる場合には、それに対応して教職課程の実施体制についても見直す必要がある。

二 教職課程の実施体制に関する基本的な方向性

大学において教育課程の実施に責任を有する組織は、本格的には各専攻分野の教育研究を行う学科等(大学設置基準第4条)である。このため、大学の教育課程の一部として提供される教職に関する教育も、学科等¹が責任を有することの基本としており(教職課程認定基準2(1))、授業科目や専任教員などの教職課程の実施体制は、学科等を基本的な単位として備えることが原則となっている。

¹ 教職課程認定基準において、「学科等」とは、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織をいう(教職課程認定基準2(1))。

【学内の学科等間の連携・協力のイメージ】



【大学間での教職課程の連携・協力のイメージ】



以上のような観点から、①複数の学科等において教職課程を共同で実施する体制、②複数の大学の間において教職課程を共同で実施する体制、③教職課程の質の保証及び向上に関する仕組みについて、以下の三から五において、それぞれ具体的な見直しの方向性を示していく。

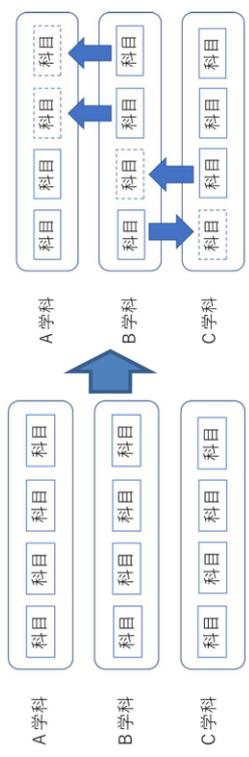
三 複数の学科等間において教職課程を共同で実施する体制

1. 授業科目の共通化

【見直しのポイント】

○授業科目を複数の学科等や複数の教職課程の間で共通して活用できる範囲を拡大する。これにより、教職課程の授業科目として適切な科目を全学的に提供できるようになるとともに、学生は複数の種類の免許状の教職課程にまたがって履修しやすくなる。

<複数の学科等の間>



(教員採用数の少ない種類の免許状に係る養成・研修体制の確保)

児童生徒数の減少に伴い、近年は教員の年齢構成から少子化にもかかわらず増加傾向にあった教員需要が、近く全国的に減少傾向に転じることが予想されている。既に、美術、技術、家庭など学校教育法施行規則に定める標準授業時数が他の教科に比して少ない教科を中心に、教員の新規採用数が非常に少なくなっている自治体がある。このような採用状況を反映して、中学校のいくつかの教科については教職課程の認定を受けた大学が地元存在しなくなっている県もある。

地域の大学に教員を養成できる大学の体制があることは、当該地域の教員需要を満たすだけでなく、現職教員の研修機能を支える上でも重要な意義がある。一つの大学で教職課程の運営が困難な場合にも、近隣の大学との連携・協力などを通じて一定の養成・研修機能が維持されるような仕組みが求められる。

教職課程の実施についてはこれまで、学科等が責任を持って行う体制を確保するべく、基本的には当該学科等が必要な科目や教員等を自ら備えることを求めてきた。しかしながら、以上のような近年の状況を踏まえ、今後の教職課程の実施体制の在り方としては、学科等が基本的な責任を負いつつも、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、学内の複数の学科等や複数の教職課程の間、さらには複数の大学の間において、授業科目や専任教員を共通化しつつ、連携・協力して教職課程を運営できるようにする方向で見直していくことが適当である。

ただし、複数の組織の間で教職課程運営の責任の所在が不明確になったり、教職課程のカリキュラムの体系性が失われたりすることで、かえって質が低下することは避けなくてはならない。このため、こうした連携・協力体制を組み合わせるには、全学的に、及び大学間で、教職課程に責任を持つ組織体制を備えるとともに、当該組織が中心となって、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを確立することが必要である。

3 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて（平成 29 年 8 月 29 日 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書）

4 経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「平成 30 年 8 月の人事院の意見の申出も踏まえて、公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討する。」とされており、公立学校教員についても教員需要の動向に変動が生じる可能性があるため、各大学は、地元の教育委員会と連携しつつ、今後の動向を踏まえた教職課程の運営が重要である。

認める(図2)ことが適当である⁵。

図1：教育学部が開設した教職課程の科目を他学部へ提供する場合

※図中の「a1」「b1」等はそれぞれA学科、B学科が開設する1単位の科目を表す。
図2も同じ。

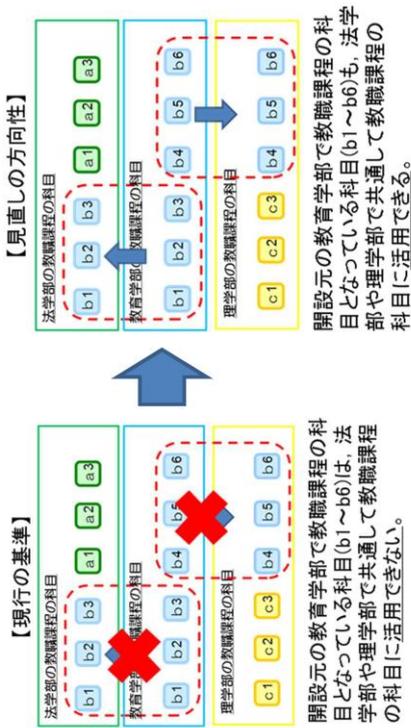


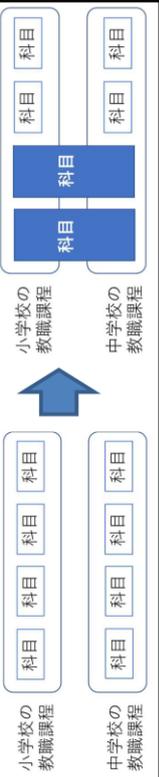
図2：A学科の例

【現行の基準】	【見直しの方向性】																								
<table border="1"> <tr><th>旅行前に定める教科に属する専門的事項</th><th>授業科目</th></tr> <tr><td>日本史・外国史</td><td>b1 b2 b3</td></tr> <tr><td>地理学(地誌を含む)</td><td>b4 b5 b6</td></tr> <tr><td>「法理学、政治学」</td><td>a1 a2 a3 a4 a5 a6 a7 a8 a9 a10</td></tr> <tr><td>「社会学、経済学」</td><td>b7 b8</td></tr> <tr><td>「哲学、倫理学、宗教学」</td><td>b9 b10</td></tr> </table>	旅行前に定める教科に属する専門的事項	授業科目	日本史・外国史	b1 b2 b3	地理学(地誌を含む)	b4 b5 b6	「法理学、政治学」	a1 a2 a3 a4 a5 a6 a7 a8 a9 a10	「社会学、経済学」	b7 b8	「哲学、倫理学、宗教学」	b9 b10	<table border="1"> <tr><th>旅行前に定める教科に属する専門的事項</th><th>授業科目</th></tr> <tr><td>日本史・外国史</td><td>b1 b2 b3</td></tr> <tr><td>地理学(地誌を含む)</td><td>b4 b5 b6</td></tr> <tr><td>「法理学、政治学」</td><td>a1 a2 a3 a4 a5 a6 a7 a8 a9 a10</td></tr> <tr><td>「社会学、経済学」</td><td>b7 b8</td></tr> <tr><td>「哲学、倫理学、宗教学」</td><td>b9 b10</td></tr> </table>	旅行前に定める教科に属する専門的事項	授業科目	日本史・外国史	b1 b2 b3	地理学(地誌を含む)	b4 b5 b6	「法理学、政治学」	a1 a2 a3 a4 a5 a6 a7 a8 a9 a10	「社会学、経済学」	b7 b8	「哲学、倫理学、宗教学」	b9 b10
旅行前に定める教科に属する専門的事項	授業科目																								
日本史・外国史	b1 b2 b3																								
地理学(地誌を含む)	b4 b5 b6																								
「法理学、政治学」	a1 a2 a3 a4 a5 a6 a7 a8 a9 a10																								
「社会学、経済学」	b7 b8																								
「哲学、倫理学、宗教学」	b9 b10																								
旅行前に定める教科に属する専門的事項	授業科目																								
日本史・外国史	b1 b2 b3																								
地理学(地誌を含む)	b4 b5 b6																								
「法理学、政治学」	a1 a2 a3 a4 a5 a6 a7 a8 a9 a10																								
「社会学、経済学」	b7 b8																								
「哲学、倫理学、宗教学」	b9 b10																								

B学科の科目(bで示した科目)が、教職課程の科目の半数(この例では5つの事項の半数の2.5の事項)を超える4事項に含まれるため、認められない。

⁵ なお、このように他学科等の科目の活用範囲を広げるとしても、当該学科等で教科の専門性を修得できる学位プログラムを提供していること(学科等の目的・性格と免許状との相当関係(教職課程認定基準2(3))の基準を満たすこと)は必要である。

<複数の教職課程の間>



(1) 教科専門科目

教科専門科目は、教職課程の授業科目のうち、例えば社会科学における歴史、地理、法律・経済等の内容のように、教科の専門的内容を修得する科目である。

社会科学の教員として必要な専門性は、例えば法学部や経済学部などの教科に関連する学位を取得するための学修を通じて身に付けることが予定されている。このため、教科専門科目については、基本的には免許取得のためだけに特別な科目を履修するのではなく、当該学科等の学位取得に必要な科目の中に位置付けられているものを履修することとなる。

しかしながら、大学の学位プログラムの学修は専門化しているため、一学科のみでの履修範囲が、初等中等教育段階の各教科の範囲と一致するわけではない。例えば、社会科学は歴史、地理、公民の各分野に広がるが、法学部や経済学部の専門科目が必ずしもこれら全ての分野を網羅しているものではない。このため、現行制度でも自学科等以外で教科専門科目としてより適切な科目が開設されている場合に、それを活用することが認められているが(教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2)、4-9(1))、それはその科目が全学共通科目等に位置付けられている場合や開設元の学科等では教職課程の科目になっていない場合に限られているほか、活用できる上限も科目の事項⁵の半数までとされている(教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2))。

※科目の事項：免許教科の種類に応じて免許法施行規則に定める教科専門科目の事項。例えば中学校の社会では、「日本史・外国史」、「地理学(地誌を含む)」、「法律学又は政治学」、「社会学又は経済学」、「哲学、倫理学又は宗教学」という5つの事項が定められている。

教科専門科目をより充実する観点から、全学共通科目等に位置付けられていない場合や開設元の学科等で教職課程の科目になっている場合も含めて学科等の間で共通して教科専門科目として活用できるようにする(図1)とともに、上限についても、自学科等が開設する教科専門科目の単位数を超えない範囲まで

を共通にすることが考えられる。

ただし、教職課程の科目を中心に学修する、教員養成を主たる目的とする学科等の学生と、専門の学問分野の科目を中心に学修する、いわゆる一般学部等の学生に、同じ教職専門科目を履修させる場合には、例えば、一般学部の必修科目と重ならない時間帯に開講することや、一般学部の学生にもきめ細かな教職指導を行うことなど、学位プログラムの違いを踏まえた学生の履修への配慮が求められる。教職の共通部分に関する科目について現行制度で教員養成を主たる目的とする学科等と一般学部との間の共通化が認められないのは、この点を踏まえたものである。また、教員養成を主たる目的とする学科等の学生と、一般学部の学生が教職専門科目をも履修することで、全体として教職に対する意識を高めるような充実した指導が行われることが必要である。

このため、共通化を認めるに当たっては、全学科等の学生に対する十分な教職指導が可能となるように専任教員数を確保するとともに、五1に示す全学的に教職課程を実施する組織が中心となって、学生に対する教職指導を充実させることが必要である。また、自己点検・評価や情報の公表などを通じて学生の履修環境の改善が図られるようにすることが必要である。

② 各教科の指導法、教育実習（図の赤枠で囲まれた部分）

原則として一人の教員が一つの学級の活動全般を担当する幼稚園・小学校と、特定教科を中心に担当する中学校・高等学校では、職務の内容や担当する教科指導の範囲に違いがある。このことを踏まえ、各教科の指導法と教育実習については、幼稚園・小学校の教職課程と中学校・高等学校の教職課程では、別の科目を開設することとしている（教職課程認定基準4-8（2））。

ただし、「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」において、小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入することが示されているように、今後、小学校教諭と中学校教諭の間の職務の内容に重なる部分が多く出てくることや、一般学部出身者も含め一人の教員が小学校と中学校の両方の指導ができるように両免許状を取得するニーズが高まることが予想される。教職課程の実施体制の在り方についても、このことを踏まえた対応を検討することが必要である。

現在の教職課程認定基準では、中学校と高等学校の教職課程については、中学校・高等学校の6年間を通じて内容を網羅するカリキュラムを構成し、教育実習と各教科の指導法も含め多くの科目を共通にして、両方の免許状を取得することが可能である。これと同様に、小学校と中学校についても、例えば義務教育の9年間を通じて児童生徒の心身の発達等への理解や教科指導などを網羅するカリキュラムを構成し、教育実習や各教科の指導法の一部について科目を共通にして、両方の免許状を取得するための教職課程を置くようにすることも考えら

(2) 教職専門科目

教職課程の授業科目のうち、教職の意義や生徒指導など、学校種、教科、職種に必要内容を含む科目である。このため、現行の基準においても、複数の学科等の間や複数の教職課程の間で科目を共通にすることが比較的広く認められている。

ただし、例えば、幼稚園と小学校の教職課程における教育の基礎的理解に関する科目は、複数の学科等の間では共通化できないなど、学生の履修環境の確保や学校種等による内容の違いを踏まえて現行制度で共通化することが認められていない部分（下の図で青枠と赤枠で囲まれた部分）がある。この点については、次のような方向で見直していくことが考えられる。

【現行の基準で共通化可能な範囲】

	同一の学科等（課程認定基準4-8）				複数の学科等（課程認定基準4-9）								
	幼	小	中	高	養	栄	幼	小	中	高	養	栄	
教育の基礎的理解に関する科目													
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目													
教育実践に関する科目：教育実習													
教科及び教科の指導法に関する科目：各教科の指導法													

* 教育実習及び各教科の指導法（赤枠部分）については、同一の学科等で修得しても、幼稚園・小学校の教職課程と中学校・高等学校の教職課程では、別の科目を開設する必要がある。

【見直しの方向性】

	同一の学科等（課程認定基準4-8）				複数の学科等（課程認定基準4-9）								
	幼	小	中	高	養	栄	幼	小	中	高	養	栄	
教育の基礎的理解に関する科目													
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目													
教育実践に関する科目：教育実習													
教科及び教科の指導法に関する科目：各教科の指導法													

* 教育実習及び各教科の指導法の一部（※部分）について小学校と中学校の教職課程で科目を共通にして、両方の免許状を取得するための教職課程を置くなど、教員養成部会でさらに検討。

① 教職の共通部分に関する科目（図の青枠で囲まれた部分）
 教職の意義や生徒指導など、教職の共通部分に関係する科目（教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目等）は、特に学校種、教科、職種（養護教諭、栄養教諭等）を通じた共通性が高いことから、現行の基準で認められていない部分についても、科目

なければならぬ(教職課程認定基準3(4))⁷。また、同じ学科等で複数の教職課程がある場合には、教職課程ごとに必要な専任教員を配置する必要がある。ただし、現行の基準においても、共通化する授業科目については、その担当教員は、学科等や教職課程をまたがって学生の指導を担当することになることを踏まえ、複数の学科等や教職課程において共通して専任教員となること(専任教員の共通化)が認められている(教職課程認定基準4-8(4)、4-9(4))。この点については、1に示したとおり、授業科目の共通化を拡大することに伴い、現行基準と同様の考え方で専任教員の共通化も認めることが適当である。

また、現行の基準においても、幼稚園の領域に関する専門的事項と小学校の教科に関する専門的事項については、科目の内容が異なるものの担当教員の専門分野には近接性があることを考慮して、同じ学科等の中で幼稚園及び小学校の教職課程の両方を担当する専任教員として必要な業績を有する者⁸は、専任教員を共通化することが認められている(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))。

小学校と中学校、高等学校の教科専門科目についても、例えば小学校の理科と中学校の物理学、化学、生物学、地学のように、科目の範囲は異なるものの、担当教員の専門分野には一定の近接性があると考えられるため、小学校、中学校、高等学校の教職課程の専任教員として必要な業績を有する者については、専任教員を共通にすることができるようにすることが適当である⁹。

7 専任教員となるためには、単に当該学科等に所属するだけでなく、以下の事項を全て満たす職に従事する者でなければならない。(教職課程認定審査の確認事項(平成13年7月19日課程認定委員会決定)3(1))

①当該学科等の教職課程の授業を担当、②当該学科等の教職課程の編成に参画、③当該学科等の学生の教職指導を担当

8 「必要な業績を有する者」とは、著書や学術論文等に加えて、職務上の実績、職務経験の期間、資格等を考慮し、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において総合的に審査した上で、教職課程の授業を担当するために十分な能力を有すると認められた者である。(教職課程認定基準3(3)、教職課程認定審査の確認事項3(2))

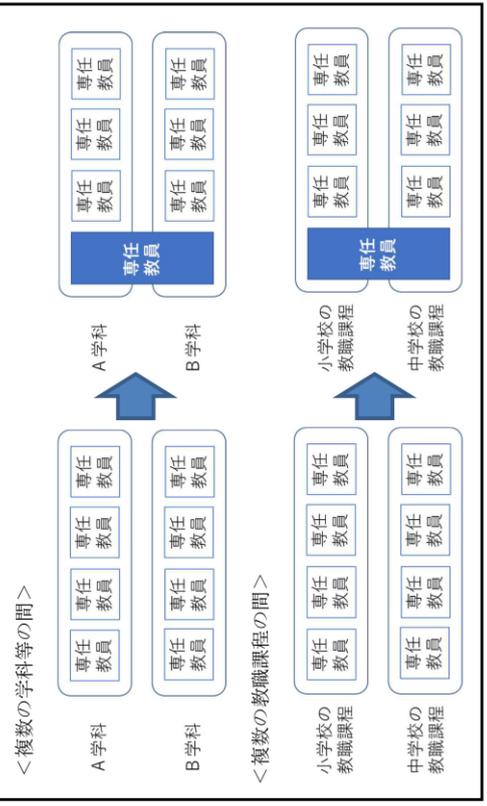
9 なお、専任教員の共通化とは異なる点であるが、幼稚園と小学校の専任教員については、入学定員が50人までは教科専門科目と教職専門科目についてそれぞれ3~5人(基礎的部分)、入学定員が50人を超える場合は、50人ごとに教科専門科目と教職専門科目の専任教員を1人ずつ(合計2人)増やすこととされている(「追加的部分」という)。(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))。この点については、基礎的部分で既に教科専門科目と教職専門科目の専任教員がそれぞれ一定数は配置されていることを踏まえ、追加的部分については、大学の教員配置の裁量を広くする観点から、専任教員の担当科目の内訳は、教科専門科目でも教職専門科目でもよいとすることも考えられる。

れる⁶。
 小学校高学年からの教科担任制に関わる養成、採用、研修、免許制度を含めた全般的な審議は、これから教員養成部会において行われることから、その審議の中で併せて、このような義務教育9年間を通じて教職課程の実施体制の在り方について具体的に検討を行っていくことが適当である。

2. 専任教員の共通化

【見直しのポイント】

○教職課程で指導に当たたる教員が、複数の学科等や複数の教職課程で共通して専任教員となることのできる範囲を拡大する。



専任教員は、教職課程を設置しようとする学科等において、教職課程の授業及び学生の教職指導を担当し、教職課程の編成に参画する者である(教職課程認定審査の確認事項3(1))。このように、専任教員は、学科等において教職課程の運営に重要な役割を有することから、原則として当該学科等に籍を有する者で

⁶ なお、教職課程においてこのように小学校と中学校とを一体として指導することによって、幼稚園と小学校との接続や中学校と高等学校との接続に関する理解が不十分となることのないように留意が必要である。

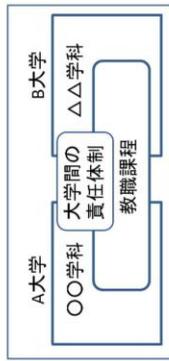
下「連携協力学部等」という。)の専任教員がこれを兼ねることができるとされている(大学設置基準第42条の3の2第2項)。このことを踏まえ、同一の免許状の種類の教職課程を連携協力学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合であって、教職課程の運営に支障がないと認められるときは、両方の教職課程で専任教員を共通化できるようにすることが適当である。これにより、学科等の枠を超えて、教員組織や学生定員を柔軟に管理し、学位プログラム及び教職課程を実施できるようにすることが期待される。

四 複数の大学の間において教職課程を共同で実施する体制

【見直しのポイント】

- 複数の大学が連携・協力して教職課程を実施する体制をつくることができ、大学等連携推進法人(仮称)を構成する大学間又は一つの法人が設置する複数の大学間において、授業科目や専任教員を合わせることに、共同の教職課程を設置することを可能にする。
- 共同で設置する教職課程の質を保証するとともに、参加大学による責任ある教職課程運営が行われるようにするため、大学間での教学管理体制の整備や教員養成を主たる目的とする学科等の参加など、一定の要件を定める。

大学等連携推進法人(仮称)、複数の大学を設置する法人



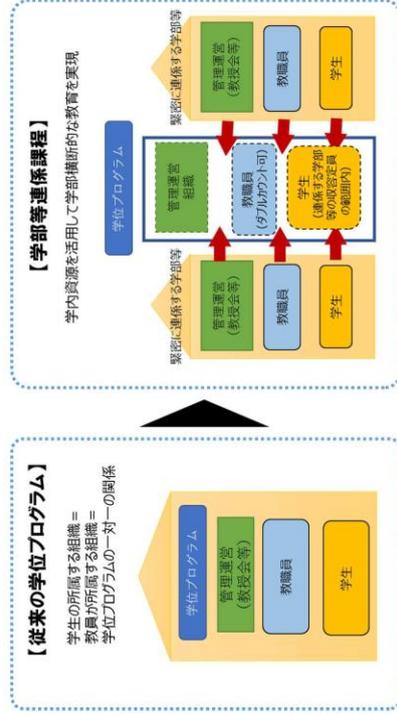
大学は、自らの判断により教育課程を計画し、実施する責任を負うことから、大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設することが必要である(大学設置基準第19条第1項)。教職課程についても同様に、大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設することとされている(免許法施行規則第22条第1項)。

この大学が自ら授業科目を開設するという原則の例外として、現行の基準では、大学間で共同して学位プログラムを設置し(共同教育課程。大学設置基準第43条等。)、そこに教職課程を実施することが認められている(免許法施行規則第22条第4項)。幼稚園や小学校の教職課程は、幼稚園・小学校教員の養成を目的とする学位プログラムに設置することとなり(教職課程認定基準2(5))、学位プログラムの目的と教職課程が一体的な関係にあることから、教職

3. 学部等連係課程における教職課程の設置

【見直しのポイント】

- 大学設置基準等の改正により新たに導入された学部等連係課程にも教職課程を設置できるとする。その際、学部等連係課程実施基本組織と連携協力学部等との間で同じ教職課程を設置する場合には、同じ教員が両方の教職課程で専任教員となれるようにする。これによって、学科等間で弾力的に教職課程を設置できるようにする。



大学内の学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムを実施できるようにするため、令和元年8月13日に学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年文科省令第11号)により大学設置基準等が改正され、同日から施行されている。この改正により、大学は、当該大学に置かれる2以上の学部等の緊密な連携・協力によって、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織(以下「学部等連係課程実施基本組織」という。)を置くことができることとなった(大学設置基準第42条の3の2第1項)。

この学部等連係課程実施基本組織も、一つの学位プログラムを実施する組織単位であることから、同組織を学科等と同様に教職課程認定基準に位置付けて、教職課程を設置できるようにすることが適当である。その際、同組織に教職課程を設置する場合の専任教員の基準の適用については、大学設置基準等の規定を踏まえ、通常の学科等とは異なる取り扱いをすることが考えられる。

すなわち、学部等連係課程実施基本組織に係る大学設置基準上の専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、母体となった2以上の学部等(以

また、教職課程を大学間の共同で設置するという新たな仕組みであるため、実際の実施状況を踏まえた上で、要件についても適宜見直しを行っていくことが望まれる。

1. 教職課程を共同で設置する大学・学科等に関する要件

教職課程を共同で設置する大学間で、全体として教職課程の質を向上させることができるよう、教員養成に関わる授業科目や専任教員が豊富に備わっていることを制度的に担保する組織が、一つ以上参加することが必要である。このため、共同で設置する教職課程を構成する学科等のうち、少なくとも一つは教職課程認定基準2(5)に規定する「教員養成を主たる目的とする学科等」が含まれることが必要である。また、当該学科等を設置している大学の体制としても、地域の教育委員会や学校との密接な連携の下で高度専門職業人としての教員養成を行えるような体制が備わっていること*が望ましい。

※例えば、実践的な実習のための連携協力校が確保されていること、教育委員会との連携協力の協定を締結していること、現職教員の研修への協力が行われていることなどが考えられる。

なお、授業科目を共同実施することのできる大学数の上限の設定について大学分科会において議論が行われているところであり、これは、教職課程を共同で設置する大学数についてもあてはまることとなる。

2. 専任教員の配置に関する要件

教職課程認定基準においては、教科専門科目と教職専門科目について、それぞれ教職課程を設置しようとする学科等の入学定員数に応じて必要な数の専任教員を配置することを必要としている(教職課程認定基準3(2)、4-3(5)等)。共同で設置する教職課程については、構成する学科等の合計の入学定員数に応じて必要な数の専任教員を、構成する学科等で合わせて配置することとなる。

ただし、共同で設置する教職課程を構成する各学科等に教職課程に責任を負う体制が確保されるよう、各学科等が、少なくとも一定数の専任教員*を備えることが適当である。

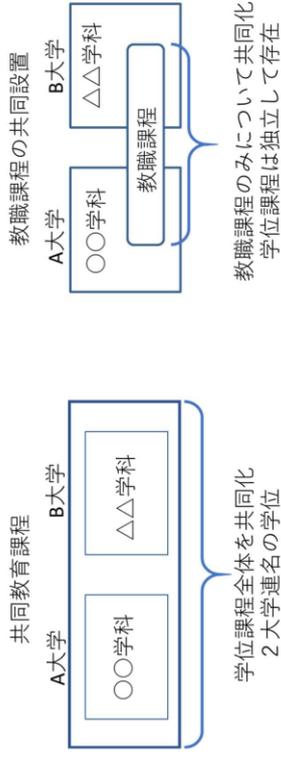
※例えば、最小限備えるべき専任教員数については、三つの大学のA、B、Cの学科で共同して教職課程を設置する場合、A、B、C各学科の入学定員に応じて大学間で按分することが考えられる。

一方で、広域的な大学間の連携により、通常の教職課程よりも質の低下につな

課程を共同で実施する仕組みとしては、共同教育課程制度を活用することが適当であり、現にその例も見られる。

このように共同教育課程制度が学位プログラム全体について共同化する制度であるのに対し、大学等連携推進法人(仮称)を構成する大学間又は一つの法人が設置する複数の大学間のみ適用される特例として、授業科目について共同化する制度(授業科目の共同開設制度)が中央教育審議会大学分科会において検討されている。この制度では、自大学にはない授業科目を他大学の授業科目で補充して教育課程を編成することが可能となる¹⁰。

この制度を活用することで、複数の大学の学科等が授業科目を分担して補充し合い、一つの教職課程として必要な科目を共同して備えることも可能になるため、共同教育課程のように学位プログラム全体を共同化することはなく、教職課程の部分のみを共同して設置する仕組みを制度化することが考えられる(教職課程の共同設置)。中学校、高等学校、特別支援学校等の教職課程のように学位プログラムの主たる目的と教職課程が必ずしも一体的な関係にあるわけではない教職課程については、このように学位プログラム全体ではなくその一部である教職課程のみを共同化できるようにすることは、より柔軟な大学間の連携・協力の選択肢となることが期待される。



ただし、複数の大学の間で教職課程を運営する責任の所在が不明確とならないような体制を整えるとともに、参加する大学間で相互に質を向上させていくことができるような制度的な措置が必要である。このため、次の1から4までに示すような要件を定めることが適当である。

なお、大学間の授業科目の共同開設制度は、現在、大学分科会において具体的な制度設計についての審議が行われているところであるため、今後の審議の経過を踏まえて1から4までの各要件についても必要に応じて変更することも見込まれる。

¹⁰ 類似の制度として、単位互換制度との違いについては、参考2を参照。